

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	藤 埴 理 君	2 番	吉 野 誠 君
3 番	木 村 千 秋 君	4 番	栗 田 利 朗 君
5 番	広 瀬 文 典 君	6 番	奥 村 耕 作 君
7 番	—————	8 番	末 政 京 子 君
9 番	岩 崎 秋 夫 君	10 番	丹 羽 豊 次 君
11 番	小 林 敏 美 君	12 番	広 瀬 康 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	興 慈 善 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課主幹 兼管理係長	竹 中 敏 明 君
産 業 課 長	三 浦 高 雄 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会計課長	古 山 則 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 一 幸	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、9番 岩崎秋夫君、10番 丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） おはようございます。

トップバッターを仰せつかりましたんですが、五つの項目について質問させていただきます。

今回の一般質問は、来年の統一地方選挙をにらんで、町長の公約にもぜひ取り入れてほしい、来年度の予算に反映してほしいというものがほとんどです。どうぞよろしく願いいたします。

まず第1ですが、ごみ問題を本格的に軌道に乗せて、エコドームからエコパークへ、子供が夢を持てるまちをというタイトルで質問させていただきます。

町は、ごみ問題をまちづくり基本条例にのっとり、いよいよ本格的に住民参加、協働のまちづくりの第一歩として踏み出そうとしています。大いに期待したいと思えますし、私たち議会についても、その成功のために力を出さなければならんと思っております。

ごみの分別収集、減量化を住民が主体となって進め、その先にクリーンセンターの延命化があり、環境問題への挑戦があります。これは、私たち大人が未来に生きる子供たちに残す財産でもあります。また、この取り組みは、エコドームになり、さらにはNPOが描いてくれたエコパーク構想の実現につながり、それは子供たちの夢につながっていくものと思いますが、町長はそういう思いを描いておられるのかどうか、その構想についてもぜひ決意を述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

二つ目ですが、予算、決算を住民のものにするために、よりわかりやすくすることはできないのか。長野県の阿智村の住民自治と協働の村づくりに学んでということで質問したいと思いますが、本会議初日に、決算審査特別委員会は、21年度の決算を認めた上で、次のように要望しています。予算編成及び予算執行に当たっては、行政評価制度の活用などにより行政効果を重視すること。また、住民の目線に立った、わかりやすい情報提供に努めること。また、決算では、事業の達成度などのわかりやすい資料の提出や説明をというふうに述べています。これらの要望は、毎年繰り返されているだけで、一向に改善されていませんし、それは根本におい

て予算編成の段階で住民がかかわる仕組みができていないということなんですね。そこに根本があるわけですね。少し長くなりますが、あえてここに阿智村における予算編成の流れと、特に聞いてほしいんですが、役場職員の予算編成までの取り組みの概略を報告します。

過日、文教厚生委員会で私たちが行政視察をしてきたところです。一朝一夕にはここまでは至らないと思いますが、目指す住民自治の基本の参考になるし、我が町が目指し、また、町長も意気高く打ち上げたまちづくり基本条例の具体化の青写真にもなると思います。なお、口を開けば、私はいつも全国に聞こえた例のニセコ町の予算書を引き合いに出していますが、この阿智村は、自治と協働のまちづくりを目指す我が垂井町の今後にとって、またとない実践例だと思います。ぜひこれに学んで、一刻も早く住民自治の精神が根づくまちにしてはどうかと思います。3期目を目指すならば、町長は意を決し、十分な指導性を発揮してこの道を進んでほしいんですが、どうですか。

三つ目になります。教育長を町内からということですが、渡辺現教育長は、よく頑張ってきてもらいましたし、今も頑張ってもらっています。特に町外からの目線で我が町の教育を温かい目で見、まちの教育を支えていただきました。本当にありがとうございました。また、ありがとうございます。

ところで町長は、次期教育長の人事をどう考えておられるか、伺いたいと思います。これまで長い間、歴代教育長は町内から任命してきたが、中川町長になって、前教育長を任命する過程では、うわさによりますと、県の教育界に力を持った方だからということで推薦されたというふうに聞いております。しかし、偶然にも前教育長は垂井町民でした。

ところで、現教育長は、その前教育長の推薦だったと聞いておりますが、間違いありませんか。とすれば、次期続投を考える町長は、やはりだれかの力をかりて教育長を選ぶつもりですか。次期教育長を選ぶことにおいて、町内に教育長足り得る人材はないとでも考えておられるんですか、伺いたいと思います。

四つ目ですが、温泉問題に決着を。温泉を掘って7年目になります。温泉活用懇談会を組織して検討してきたのですが、最終結論はどうなったのか、やはり依然としてはっきりしておりません。町長は次期続投を希望されるなら、この問題もやっぱりうやむやにしないで、何らかの決着をつけるためにアクションを起こすべきです。町長の唯一の欠点は、決断、断行力がないうということではないかと思いますが、もし言い過ぎでしたら、せめて重要な事業を進めるためには徹底して住民への具体的な提案をてきぱきとするか、住民懇談会などの住民参加で決定するまで執拗に追及するという姿勢が欲しいと思いますが、いかがですか。

最後五つ目ですが、住宅リフォーム助成制度を町単独の事業として導入してはどうかということなんですが、中小建設業者は、仕事が欲しいと切実な願いを今出しております。もちろん、それは今までもそうですし、これからもそうですが、どうしてかといいますと、それは2008年のリーマンショックに端を発して、世界同時不況から回復できないでいる。そこへ持ってきて急速な円高とデフレに見舞われて、特に建設業者だけではありませんけれども、中小業者は全

部ですが、今ここで問題にしているのは建設業者を中心にしてですが、その経営は極めて深刻な状況に陥れられております。

こんな訴えで始まった請願が、この地域の中小零細業者、自営業者などでつくる民主商工会という組織が垂井町に出されました。建設業界及びその関連業者が、主として秋田県の取り組みに触発されて始まった運動ですが、この住宅リフォーム助成制度はね。この不況下にもかかわらず、内部留保二百数十兆円もため込んでいる大企業に対しては、さらに法人税減税5%を策している政府に対して、中小業者への施策を要求するばかりでなく、みずからも知恵を出して生き延びる方策を考えて編み出した苦肉の策が、この住宅リフォーム助成制度ですね。

今、この運動は、秋田県だけでなく、宮城県、山形県、どんどん広がっています。物すごい勢いで広がっているんです。10月の段階で、175自治体が既にこの助成制度を採用しています。岐阜県でも、資料を出しましたが、可児市、飛騨市が市単独で採用し、平成21年度で終わるだけではなくて、もう既に年内にも補正予算を組まなきゃならんという、そういう強い勢いで広がっております。

なぜか。言うまでもありません。住宅リフォームは、建築材関連にはとどまらずに、さらに広がっていくわけですね。あらゆる業種、分野に波及するものです。畳屋さんや塗装屋さん、果てはカーテン屋さんにもまで及んでいます。お見せしました資料でもわかりますように、その及ぼす経済効果と申しますか、波及効果は、助成額の何倍にもなっています。山形県の庄内町では、30倍にもなっているというんですね。これこそ不況脱出の決め手になるというふうに思いますが、ぜひ、請願もありましたのであれですが、あえてこの一般質問の中で町長初め関連の課長さんにもお聞きしたいと思っておりますが、いわゆる耐震の改修と申しますか、そういうことについて助成がありますし、高齢者のいわゆるバリアフリーなんかのあれにも助成はしておりますが、広く一般の住民にまで広げていくということが今必要ではないかというふうに思います。ぜひ検討を願いたいと思っておりますが、いかがですか。

以上五つの点について質問いたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

ただいま12番議員から五つの問題について、ごみの問題、予算の問題、教育長の問題、温泉問題、それから住宅リフォームの助成と、多岐にわたる御質問をいただきましたが、私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の、ごみ問題を本格的に軌道に乗せてエコドームからエコパークへと、子供たちに夢をという御質問でございますが、振り返ってみますと、我々が今まで生きてきた中で、大量生産、大量消費、大量投棄という時代を過ごしてきたわけでありまして。こういった社会経済を構築してきた中で、その結果、物質的に豊かになったわけでありまして、その代償として、いろんな廃棄物、環境に大きな負担をかけてきたという結果になっております。こういったこ

とから、資源の無駄遣いになる一方通行、使い捨て社会から、今後は資源を有効利用する循環型社会への転換というものが、今まさに求められている現状だというふうに認識をしております。

垂井町におきましても、まちづくりの将来像、5次総、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」を掲げておりますが、このまちづくりの柱の中の一つに地球環境というものを上げております。行政、住民、事業者が一体となってこの環境問題に取り組んでいこうというものでございます。

この環境問題の解決には、行政努力だけではやはり難しい部分があって、住民一人ひとりの自覚と協力というものがないと進んでいかないものであるというふうに思っています。また、地域単位できめ細かい活動も必要になってくるというふうに思います。その意味で、今年度からごみ減量推進員を、垂井町136自治会、各自治会からお1人ずつ選出していただき、自分たちの地域のごみ問題について考えていただく、討論していただく場をつくっているところでございます。

こういった運動を進めるのに、今までもお話をしておると思いますが、三つのR、Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）、この三つのRが、これからの環境問題を考える上での重要な問題であるというふうに認識をしております。

現在、各家庭から出るごみを分析しまして、どういったごみが出ておるのかと、都市部と山間部の自治会、一つのごみ集積所を中心にデータ等を収集して、今分析を大体進めておるところでございます。また、今後、資源の持ち込み拠点回収事業というものを進めていくことによって、ごみを分別していくという意識を高めていきたいと思っております。これをエコドーム、また、エコパークへつなげていきたいと考えております。当然、この中には、議員がおっしゃいました子供たちというものも積極的にかかわってくるべきであるというふうに思っておりますし、こういった環境問題を町民挙げて取り組むことによって環境負荷の少ない社会をつくっていくことは、とりもなおさず、将来の子供たちの住みやすいためのまちづくりになっていく、そして子供たちに夢を与えていくものだと考えております。この思いをしっかりと進めていきたいと考えております。

次に、2点目の予算の問題、予算・決算をわかりやすくということでございます。長野県阿智村の例を出されておりますけれども、本町におきましても、予算編成の基本方針というものは、やはり第5次総合計画の基本構想の実現に向けての予算組みであります。この中には当然、長期的な展望に立ったもの、あるいは近視眼的に近い部分をいかにどうするかという部分の対応も含めた形で、この5次総の目的に沿ったまちづくりを進めるための予算編成を進めておるのが実際のところでございます。

この中で、地方の要望の対応方法というものは、毎年、各自治会から要望が出されております。その内容の把握、あるいは検討を行い、緊急対応が必要なものにあっては補正予算を組むといった対応で、また、将来的にわたってという形であれば翌年度の予算対応というような形

で、それぞれこういった住民要望に対しては対策をとっておるところでございます。

また、各連合自治会から出てくる予算要望に対しましては、書面をもって回答をさせていただくところでございます。この辺も連合自治会等を通じて各自治会長さんにその回答は伝わっておるところでございますが、今まで、ややもすると行政用語が多くてわかりにくいという回答書でありましたけれども、何とかわかりやすい言葉を使う中で、平易な表現に努めるという形の中で、自治会の方々に要望書の回答を進めておるところでございます。

また、これらの周知方法につきましては、広報であるとかホームページ等を利用する中で行っておりますけれども、やはり今議員がおっしゃいましたように、よりわかりやすいというものは、今後一生懸命また考えていく必要があるというふうに思っております。

また、決算についてのお話でしたが、決算のときも質問がありましたけれども、あれはどちらかというと行政評価をどうするかというお話、その決算、数字にではなくて、行政評価というものをどういうふうに取り入れていくかということが、今後大きな課題になってくるものというふうに考えておりますので、こちら辺も踏まえながら、この予算の作成についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に3点目、教育長を町内からということでございます。まず、伊藤前教育長の選任に当たりましたは、私もいろんな方にいろんな情報をいただきました。その中で、やはり大所高所から教育的指導ができる方、また、これは私の強い思いでありましたけれども、教育人事にもある程度力を出せる方をお願いしたいというふうに思っておりました。当然に、やはりいい先生にたくさん来ていただきたい、垂井町の教育をしっかり支えていただきたいという思いから、伊藤教育長が適任であると思ひ、選任をさせていただきました。このときはまだ伊藤先生は大垣在住でございましたので、議員の方々からも、なぜ垂井町ではないのだという御意見もいただきました。しかし私は、教育を進める上で、どこに住んでいようが、それは垂井町のためになる視点から物を言っていたらいいのであれば、どなたでもいいのではないかと。どなたでもいいというのは大変御無礼かもわかりませんが、住まいに関係なく、やはり垂井町の教育のために力を出していただける方をお願いをしたいという思いで、議員の皆様にも同意を得たところでございます。

私は引き続き伊藤先生に留任をお願いしたかったのでありますけれども、伊藤先生の強い希望で退任という形になりました。その折、次の教育長をどうするかということで、伊藤先生を含め、数人の方と色々な意見交換をする中で、渡辺教育長の名前が出てきたということでございます。私も実際に岐阜市の方に出向きまして、お話をし、この人ならという思いで皆さんに提案をして、了解を得たところでございます。

教育長の人選に当たっては、その人間性はもちろんでありますけれども、人事、あるいはそれを管理する、そういった面にも気を配っていただくことが必要でありますし、町全体を見回し、力量ある先生方を配置するのも大切な仕事であります。

先ほど、決断、断行がないという非常に厳しいお言葉をいただきましたけれども、私の基本

とするところは、やはりボトムアップ、最終的にいろんな調整をする中で、最終的な判断はもちろん私が責任を持って判断をさせていただきますけれども、そこに至る経緯においては、やはりいろんな意見の交換が必要であると私は思っております。このことによって、多少時間がかかる部分があるかも知れませんが、何とかより多くの方に理解をいただける結論を導きたいという考えに立って、私はその思いで行動をしております。

この教育長人事に戻りますけれども、先ほど町内にそういった教育者はいないのかというお話でございましたが、もちろん、町内に人材がいけないなどは毛頭思っておりません。しかし、今申しましたように、いろんな総合的な判断の中で教育長というものを決めさせていただきまます。現教育長の任期は、来年の9月まででございます。今の段階で次期の人事について言及するのは、いささか不謹慎ではないかなというふうに思います。渡辺教育長は、私の目から見てもしっかりやっておっていただけというふうに認識しておりますし、頑張っていたきたいと思っております。今後もやはり皆さん方の御支援等をいただきながら、垂井町の教育行政をしっかりと担っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

4点目、温泉問題についてでございます。この温泉問題につきましては、今までもいろんな形で何回か質問がなされております。その折ごとに発言してきた内容が、今後の方向性を示していると私は認識しておりますが、いかがでしょうか。すなわち、今日の厳しい経済情勢のもとでは、町としては新たな温泉施設の建設は安易には踏み切らない。また、現状の温泉水の販売、あるいは既存施設での利活用といったものを含める中で、温泉水は何とか利活用していきたい。この2点について、今までも何回もお話をしてきたところでございます。温泉については、この方向によって、しばらくというか、今後対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、住宅のリフォームの助成ということでございます。議員がおっしゃいました、非常に厳しい経済状況の中で、建築関係、建設関係を充実させるということは、景気の浮揚にも大きく役立つ、まさにそのとおりであるというふうに思っております。地域経済の活性化、あるいは住民の住生活の環境の向上ということにおいては、まさにこのリフォーム制度の趣旨はよくわかるところでありますが、一方で、住宅のリフォームというのは、あくまで個人の資産価値を高めるものであるというふうに思います。その特定の方、個人の資産価値を高めるために税金を投入するのはどうなのかという部分、やはりこれは慎重に考えなければならないところがあるのではないかとこのように考えております。

増改築においては、リフォームも含めてでありますけれども、住宅新築という部分も当然あるわけで、そこら辺の整合性ということも考えていかなければなりません。町はこれまで、耐震化の改修でありますとか、介護改修の助成制度を設けて、まず住民の生命を守るという部分での補助について優先にしてきた経緯がございます。政策目的は、耐震であるとか、福祉というようなのははっきりした目的があれば、公的な助成制度、支援も可能でありますけれども、個人財産の公的支援ということになりますと、やはりいろんな検討が必要になってくるのではない

かなというふうに考えております。今のところ、リフォームに限定した助成制度というものは考えておりませんので、今後やはりいろんな状況を見据えながら、また、しっかりと状況を見定めていきたいと考えております。よろしくお願いをしたいと思っております。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 御答弁ありがとうございました。

私の提案自体が大変町の基本にかかわることで、町長の3期目に向かう決意も含めてお尋ねしたわけですが、もう少し詳しくお願いしたいと思っておりますが、ごみ問題の中でエコパークにつながるという話をしました。子供の夢をとということですが、エコパーク構想は、まだ先ということかも知れませんが、でも、もう来期からはこの問題を当然検討しなきゃならないと思っておりますが、エコパークの中に子供の夢をつなぐような、例えば学習館というものもありましようけれども、私は、学習館というものをもう少し広く考えて、児童館を構想したらどうかというふうに思います。ぜひ、そういう意味で、町内だけでなく町外からも子供たちが来られるような、そして、環境問題を考えるだけでなく、広く子供の夢がつけられるような、そういう児童館というものを構想してほしいと思っておりますが、そこら辺の計画といいましようか、町長の夢はどうですかということをお聞きしたいと思います。

二つ目の問題ですが、町長の答弁は確かにそのとおりなんですけど、今ここに阿智村の21年度事業等計画書というのがあります、分厚いものですが。何と129事業について、細かく、1事業ずつ事業計画があるんですね。これが全町内の住民に配られておるわけです。ほかには、村長に言わせると、阿智村では、数年前から予算編成をできるだけ透明にし、住民からの要望や提案を予算に反映できるように試みを進めてきましたというので、これができ上がっておるわけですね。このでき上がる過程をちょっと、先ほど資料と言いましたが、やっぱり読み上げた方がいいと思っておりますので、言います。

予算編成のためのフローというのがありまして、住民の予算にかかわる仕組み、9月上旬に自治会の連絡協議会が開催されて、要望書を出す。これはうちも一緒ですね。それは一緒ですが、10月、11月に自治会懇談会を開いて、これは八つの自治会があるそうで、夜間に、村長だけでなく職員も訪問をして、村政、予算などについて懇談をする。そして次年度の予算編成の基本方針について、各課の重点施策の説明をする。あわせて、自治会要望書に対する回答や、自治会からの意見の吸い上げを行う。11月中旬には、その各自治会からの要望が出そろったところで取りまとめて、各課へ配布して、各課では予算化のために検討をして、そして自治会に回答をする。そして、1月までにはそれを各自治会に送って、自治会の懇談会に意見が出せるようにしてもらおうと。そして、さらに個人や団体でも要望書や計画書などが、この129事業の中には個人の、個人といっても全く個人ではありませんが、予算書、要望書をつくり上げる段階では何人かのグループができて、そして、こういう事業をやりたいがどうやと出して出すわけですね。それがこの予算計画書の中に入っておるわけですね。すごいでしょ。個人がい

いと思ったことを提案して、それが予算書の中へ入ってくるわけですね。しかも、それを2月の中旬に自治会懇談会があって、そこに夜出向いていって懇談をする。最終的には、自治会単位では事業計画書が4月に出される。

じゃあ、議会はどうかということですね。議会は、その間に当然八つの自治会に出向いていって懇談をする。要望も聞く。最終的には3月の議会で決めるわけです。決めたものを行政と一緒に説明をしに行く。議会は議会の側で説明しに行くわけですね。そういうふうになるわけです。

ですから、そういう意味で4月にでき上がったこれを見ますと、これで各自治会は何を、我が村は何に重点を置いてやっているか、私が提案したの、あるいは私たちが提案したのはどうなっているかということがわかるわけですね。これは、当然決算の段階では評価委員会がありまして、例えば決算の場合でいいますと行政評価検討委員会があって、その検討委員会で行くんですが、事業説明に終始して、なかなかドングリの背比べと言いましょか、うまくいかなかったの、ここ2年は外部識者、すなわち立命館大学の平岡先生と森先生に事業化系の聞き取りによって評価をお願いしておる。だから、学者といいますか、専門家も一緒に入って評価しておるわけですね。その評価をまた住民に返すわけです。住民がそれを見て、ああそうか、8割しかできなんだのか、ああそうか、半分もできなんだのかということだとか、ああ、やってくれてよかったなあというふうになりますね。

今、中学校のグラウンドを中心にして、健康づくりのジョギングコースだとかそういう健康づくりのためのあれを6,000万円かけてつくったと、この間言っておられましたが、みんなそれは地域の住民と、それから懇談会もありまして、その懇談会が検討をして返していくという、繰り返し繰り返しやりながら仕上げていくという、そういうスタイルなんですね。まさに住民自治がしっかりと根づこうとしていると。

例えば有名な昼神温泉も、今は娯楽施設ではないんですね。非常に村がかかわっている健全な施設なんですよ。この問題も僕は聞いてびっくりしましたが、いずれにしても、そういうふうにしてやっている。だから、僕も冒頭に言いましたように、一朝一夕にはそんなふうにはできんかもわからんけれども、今町長が説明されたような、そんな通り一遍ではだめなんですよ。実際に動かなければいかん。

特に職員の問題で言えば、9月に決算議会で事務事業評価書が出されていく。12月に予算編成方針が提示されて、計画審議会が行われる。そして、1月の中旬に予算見積書提出、そして中旬に議会総務委員会と、議会が全協でこの問題を検討する。2月の下旬に自治会懇談会があって、そして、八つの自治会を夜回って懇談をする。ですから、職員は必ずそこについていかならんわけですね。それから、その職員は説明をするんです。村長が説明するんじゃないですよ。職員が説明する。当初は、出された計画書なり、あるいは評価書を読み上げておるだけで、住民からしかられて、勉強して勉強して、今では職員もかなり上手になって、何か地についてきたというふうなことを言っておられますが、そういうふうにして、職員も夜出かけてい

くんですよ。そして、繰り返し繰り返し何十回と、僕、この計算でいくと何百回だと思いますが、懇談会や何かを行われて、そして計画書が仕上がり、そして実行していくと、予算を執行していくということになりますね。そういうことを僕は言うておるわけです。

次、三つ目の教育長の問題は、確かにおっしゃるとおりです。ですから、今後そういうことについては、人選の段階で町内からということ、別に、あえて渡辺教育長がだめだと言っておるんじゃないですよ。そこは断っておきますね。

それから次ですが、温泉の問題です。温泉の問題は、利活用ということについての、それでいいんですよ。それならそれで、今、その辺を、ここまでやろうというふうに期限を決めてやっていないでしょう。期限を決めてやらなあかんわけですわ。そして、じゃあ福祉会館に使うとか、あるいは勤労青少年ホームの中であの場所を使うとか、それがだめならば、どう改修したらそれを使えるようになるかというようなことも具体的に進めていかないと、やっぱりあかんと思いますね。そういう意味で言っているわけです。そういう意味での決断というふうに言っておるんです。

最後の5番目ですが、住宅リフォーム助成制度ですが、個人の財産形成に税金を投入するのはいかなものかという声は確かにあります。でも、住民の税金だからこそ、住民に喜ばれる施策について少しでも助成をすることによって、業者の仕事がふえる、そのことが実は地域経済が活性化に向かっていくわけですから、小さいことかもわからんけれども、その辺を大事にすることが必要だというふうに思います。

じゃあ、なぜそんなふうに広がっていくのか。可児市もそうですし、飛騨市もそうですが、なぜこんなふうに広がっていくのか。それは、言うまでもありません。そういうニーズが高いからです。しかもそれが、額は少なくとも、それが積み積み重ねて地域の経済活性化につながっていくということですから、そういう意味で、もう少し柔軟に対応してほしいなというふうに思います。

以上、お願いします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 12番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずエコパークに関しまして、児童館という話が唐突に出てまいりましたけれども、エコパークの構想の中にはいろんな施設も考えております。当然、当初の計画で学習館というのも計画しておりましたが、ここら辺はやはりこれから住民の方も踏まえる中でいろいろ詰めていきたいと思っております。当然に、やはり第一義的には環境を考える場のエコパークということにしたいと思っておりますので、そういった部分の意識を深められる場になればというふうに思います。その中で、子供たちが積極的に環境というものを考える場になっていけば、これはやはり、先ほど言いましたように、環境というものを通じて子供たちの未来に夢を持ってもらうための施設になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、内容については、

今後また検討をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

阿智村の予算編成の方針というか、方法につきましては、確かにおっしゃるとおり、そのことによって村づくりを進めておられるという状況だと思っておりますが、垂井町におきましても、先ほど申しましたように、全く住民というものを無視して予算編成をしておるわけではなくて、自治会等の要望を踏まえながら、そういったものをある部分取り入れながらやっておるのが現状かと思っております。そういった出し方、あるいは示し方について、例えば議員がよくおっしゃっておるニセコなんかでは、予算書をもう一回かみ砕いた形で、町道何号線ではなくて、だれだれ宅の前からだれだれ宅の前までというような形の表現もするような工夫というのはこれから必要になってくるかもわかりませんが、方針として、今やっておる町の予算の作成の過程において、やはり住民の意見をしっかりと取り入れながらやっていくということについては変わりがないと思っておりますので、今後もこの方針はしっかりとやっていきたいと思っております。

また、温泉の利活用について、期限を決めてということではありますが、かつても既存の施設について改造を加えたいというようなことを考えておりましたけれども、やはりある部分、財政的に今非常に厳しい状況が続いておりますので、今その優先順位を考えたら、なかなか上位に持ってこれないということで、今少し断念をしておりますけれども、これも将来、やはり財政状況等を見ながら、また、住民等の要望を勘案しながら取り組んでいく時期が来るものというふうに思っておりますので、期限を決めてというのは非常に難しいものではないかなというふうに思っております。

それからリフォームの助成制度ということでございますけれども、先ほども言いましたように、住宅リフォーム、改造等、じゃあ新築に出さなくていいのと。すべてに出していくとすると、何でもかんでも助成をしていくのかと。本当に必要な助成というのは何なんだろうと、助成制度って何なんだろうということをやはりしっかりと考えるときではないかなと。

国においても、今、子ども手当がばらまきであるというような批判の中で、実際にこの助成制度とは大きく違いますけれども、実態を見ると、子ども手当の40%ほどは貯蓄に回っておるというような状況のデータもあります。そういったことが果たして正しい助成制度のあり方なのかということを考えるときに、やはりしっかりと制度というものを検討していく必要があると思っております。

その根本に、今冒頭申しましたように、リフォーム、改築等につきまして、介護とかそういうものを除けば、個人の資産をやはり高めていくということがあります。住宅の改造の中でも、耐震でありますとか介護関係のものについては、しっかりと助成制度を持っておりますので、そういった形を使っていただく中で、少しでも安心して住みやすい住宅というものを構築していただくお手伝いはしてあるものというふうに認識をしております。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 1番 藤墳理君。

〔1番 藤墳理君登壇〕

1番（藤墳 理君） 議長の許可をいただきましたので、質問の方を進めさせていただきたいと思えます。

冒頭、鈴木教授、それから根岸教授、ノーベル化学賞受賞おめでとうございます。日本の科学教育が低下していると言われていた昨今であります、この受賞を機会に、後進への大きな励みとなることに期待をしております。

私の方の質問を続けさせていただきます。

私の方から2点通告をしておりますので、その通告に従いまして、御質問の方をさせていただきます。

垂井町では、表彰条例や表彰規程、規則に基づき、自治功労者表彰や優良勤労者表彰が毎年行われております。その中に、垂井町表彰規程（昭和43年6月施行）があり、第2条において、「表彰は、町長が次の各号の一に該当するものに対して行う」とあります。各号とは八つあり、これまでにこの表彰規程に基づき表彰を受けられた方がおられたのかを伺います。こちらは総務課長にお聞きをいたします。

また、社会教育関係では、体育やスポーツ振興に対し体育協会などは表彰を行っておられ、個人の功績がたたえられております。しかし、文化・芸術面においては、その作品に対しては町展などで表彰を行っておられますが、個人に対する表彰が行われてこなかったのには何か理由があるのでしょうか。これまで文化・芸術面において表彰をどのように考えてこられたのか、芸術文化協会表彰や県等の表彰も踏まえ、生涯学習課長の方にお尋ねをいたします。

芸術の秋、文化の日を中心にした11月ごろは、町では芸能祭や芸術文化祭、町展、各地区公民館では文化祭が行われております。特に私が申し上げたいのは、垂井町民憲章において「香り高い文化にしたしみ、こころ豊かな教養を身につけましょう」とうたわれており、芸能や芸術の分野においては、長年貢献のあった方を表彰し、その功労、功績に報いていくことは、後進にとって重要なことと思っております。香り高い文化にしたしむとは、芸能、芸術の振興、発展の上に成り立っているものと考えております。

また、地域の祭りや芸能では、後世に脈々と継承されてこそ価値のある文化がたくさんあります。本町においても、垂井の曳軸祭りや表佐の太鼓踊り、伊吹の神楽などがこれに当たるかと思えます。これらはすべて垂井町の宝であります。一つの基準を定め、何年以上という長きにわたり、みずからの道をきわめられた方や伝統芸能に功績のあった方が、この表彰に値するものと考えます。こうした方々を垂井町表彰規程において表彰してはいかがでしょうか。勝ち負けや優劣などの判断基準だけではなく、表彰することの意味をこの薫り高い文化のまち垂井町発展につなげながら協働のまちづくりを進めていくことが、垂井町らしいまちづくりになっていくと考えますが、この点について中川町長にお尋ねをいたします。

2点目、垂井町の目指すべき姿と題し、質問をさせていただきます。

最近の世論調査によれば、菅内閣の支持率は急降下し、ニュースやワイドショー等で、連日盛んに報道されております。街頭でインタビューを受ける国民の多くは、総理には、日本の将

来、目指すべき日本の姿をはっきりさせてほしいと言っている映像をよく目にいたします。このことは、日本を垂井町に置きかえれば、垂井町を目指すべき姿について中川町長にお伺いをいたします。

このような質問に対し、これまでの中川町長であれば、私なりに町長の御答弁を振り返りましたら、第5次総合計画にあるやさしさと活気あふれる云々というようなお答えが返ってきそうであります。しかしながら、町民の多くは、こうした抽象的な答えを望んでいるわけではなく、町長になられて約7年半にわたり、町政のトップとしてその手腕を発揮されてきたことは、敬意を表したいと思います。その間、行財政改革にも取り組まれ、それなりに評価はしておりますけれども、その結果、成果ははっきりとしていません。

財政面では、指定管理者制度の導入や業務委託等により、その成果がわずかに感じられるところではあります。行政面で改革の進捗状況はあまりに変化がなく、以前と比べても職員のやる気や覇気は、町民には全く伝わってこないのが現状ではないかと思っております。

また、中川町長の肝いりであるまちづくり基本条例が制定され、平成23年4月には施行を迎えます。合併を選択しなかったことで、地方分権、地域主権のあり方そのものを、住民自治という観点から町民とともに策定をされた条例であるはずなのに、つくった後は、条例を住民の手だけにゆだねてしまっているかのごとく感じてしまいます。基本条例に基づく体制づくりや協働のあり方について、しっかりと中川町長の考えを明示していく必要があると思います。そのことによって職員の士気も上がり、住民への理解へとつながるものと思っております。

同様に企業誘致をとっても、誘致に向けた計画遂行のために町長みずから働きかけ、強い意志を持って取り組むべきだと考えます。例えて、梅谷片山トンネルの開通をまちづくりのきっかけにしようという町長の議員時代の発言と、町長になられて以降の発言とでは、当時の情熱さえ感じ取ることができず、今回の企業誘致もかけ声倒れにならないか、心配をしております。

私の取り越し苦労ならよいのですが、中川町長はこの垂井町をどのような方向に導こうと考えておられるのか。新しく町長となられた4年間と2期目である4年間とでは、めり張りをつけた行政手腕を見せられる首長が多い中、中川町長は垂井町を目指すべき姿をどのように考えておられるのか、いまだはっきりいたしません。

例えてこれまでの発言では、小学校の統合はしないと断られておりました。減少する小学校校区においては、地域計画を打つなり、未整備の市街化区域では道路整備をするなど、定住化に向けた住宅施策を積極的にとっていくなど、将来のビジョンを一つずつわかりやすく明確にしていく必要があると思います。ほかに数多く課題はあると思いますが、事例を挙げて取り組まれることに期待をしております。これはいわゆる町長のマニフェストになるのかもしれませんが、国民の期待を裏切り続けた民主党のマニフェストとは違い、中川町長のマニフェストに大変期待をしております。我々町長のビジョンに賛同した上で、垂井町に誇りを持ち、また、ともに協働のまちづくりに参加する住民でありたいと願っております。

さて、優しさと活気について、もう少し私なりの意見を申し上げます。

優しさは、まさに教育にあると考えます。虐待が虐待を生む連鎖があるように、家庭、学校を問わず、優しさは優しさを生むという連鎖もあるように思います。ピュアな子供にとって、注がれる愛情や優しさは、まさに記憶ではない体験として子供たちの心に刻まれます。幼少期の心をはぐくむ教育こそが、これまで以上に重要になってきます。

また一方、活気あふれるまちとは、やはり経済にあります。企業の売上高であったり、出荷高であったり、ふえればふえるほど雇用もふえ、企業の利益が上がり、個人所得がふえ、個人消費もふえるという経済の仕組みは、今も変わることはありません。

しかし、最近の町内の現状は、大変厳しいものがあります。垂井町商工会の現状を見ても、会員数の減少の底が見えません。中小・零細企業も多い本町が、このままでは活力は生まれません。

そこで、これまで中山道の宿場町として栄えてきたこの立地条件を生かし、歴史と文化のまち垂井を、国内はもとより、国外にも発信し、これまで力を入れてこなかった観光にも注目し、交流人口を増加させることが有効であると考えます。観光も立派な産業であり、各地でアジアの富裕層をねらったビジネスが大きく取り上げられております。

先日、細江岐阜市長と意見交換をする機会をいただいたときのお話をさせていただきます。

観光は、広域連携と情報発信であるという趣旨のお話でした。その中で、信長にゆかりのある4市で提携を結び、「信長」をキーワードに広域展開をしております。また、最も興味深かったのは、メディカルツーリズムの話でした。アジアをターゲットにした医療健診を目的としたもので、滞在期間中の健診以外の時間は観光を楽しんでもらうというものでございます。その滞在期間は健診の結果が出るまでという、比較的長期滞在型のツーリズムとなります。岐阜市1市だけではなく、レンタカーでの移動などを考えて、日帰りの範囲である観光地とも広域連携が図れるのではと市長は期待をされ、話をされておりました。

垂井町で今できる観光施策は、「おもてなし」をキーワードとして観光を位置づけ、訪れる観光客をおもてなしの心でお迎えするという人材育成が必要と考えております。ハード面の整備には時間もコストもかかり、全体計画を策定し、少しずつしか行うことができません。現状の資源を最大限に生かすことのできるやり方は、人材育成と地域間協力に力を注ぎ、ソフト面の強化を図ることは、今の垂井町にできる観光施策であります。

このように、将来に夢の持てるビジョンを明確にされることで、そしてこの垂井町の目指すべき姿について、中川町長のみずからの言葉でそのお考えを述べていただきたいと思います。
議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

垂井町表彰につきましては、担当の方から説明をさせますので、私の方から、やはりこの町長表彰は大いにやるべきだというふうに思っております。そういった指示も今しておるところ

でございますので、積極的に進めていきたいと思っております。

2点目の垂井町の目指すべき姿ということでございます。抽象的ではなく具体的なという、私の言葉でしゃべれということでございますが、私はいつも自分の言葉でしゃべっておるつもりでございますので、よろしく願いをしたいと思えます。

行革の成果、進捗状況が見えないという、まず1点ございましたが、1期目、途中において、合併の破綻ということがございました。その後の単独行政、まちを進めていくという中での行財政改革、あるいは事務事業の見直し等、一生懸命取り組んでおり、これは今もまだ続いておる段階かと思えます。この終点はないものだというふうに思いますが、そういった中で、最近であれば窓口の総合窓口化、住民の方により便利で速いサービスを提供していくという体制、あるいは経常経費がどうしてもかかるという形の中で、電算システム等の改変等も取り組んでまいりました。このことにおいては、やはりどうしても初期経費がかかってくるわけでありませぬけれども、長い目で見たときに、しっかりと経費を抑え、住民のサービスをしっかりと確保していくという形の中での取り組みをしておるところでございます。

いろんな問題を出されましたけれども、それらについては、やはり的確にというか、しっかりと検討をしながら進めておるのが現状でございますので、やや時間がかかっておる部分もあるかもわかりませんが、そこら辺はしっかりと長い目で見ていただきたいと思えます。

また、梅谷片山トンネルの開通のことから、まちづくり基本条例というお話になりましたけれども、梅谷のトンネルも、今までの経緯から言うと、少しこういった財政状況の中で県がおくれそうになった経緯がございました。これは古田知事の前、梶原県政のときでありましたけれども、そのときに、私と、それから池田町、両県議会の先生方の要請の中で、この岐阜関ヶ原線の優先度をしっかりと確認した上でトンネルの早期着工に約束を取りつけてきた、開通にこぎつけたという状況でございます。この4月25日に念願の梅谷片山トンネルが開通し、やはりここら辺の北部とつながるといふか、揖斐郡との連携によって、またまちもさらに形も変わっていく部分が出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、この辺はまたしっかりと詰めていきたいと思っております。

また、まちづくり基本条例の施行の丸投げというお話がございましたが、実質、今のまちづくり基本条例の核になりますセンターの運用につきましても、いきなり住民の方に丸投げではなくて、やはり行政の責任としてそのセンター機能を行政がしっかりと支えてリードしていく中で、住民の方と協働する中で、住民の主体性を育てていきたいという考えで取り組んでおりますので、ここら辺はやはりこの条例そのものが、住民、行政、議会、それぞれがしっかりとした役割を持つ中でその責任を果たしていくということが必要になってくると思えます。行政の責任は、何も意見を聞いて、それにこたえていくだけではなくて、やはり自分みずからの情報発信といいますか、思いも伝えていくことがこれからは必要になってまいりますので、そういったこともこれからしっかりと考えていかなければならないと思っております。

また、企業誘致がかけ声倒れにならないかと心配であるというお話もございましたけれども、

現実のところ、農政サイドが非常に厳しい状況にあります。やはり愛知県での土地改良事業の違法な変更手続等が進められた中で、農地をしっかりと守るという部分がさらに強調されてしまったと。あるいは食料問題等も踏まえた中でこういった問題が出てきたわけでありましてけれども、現在、県、それから東海農政局と協議をしておいて、やっと一つ山場を迎えそうなところでもあります。この開発につきましては、27号計画をもって進めていくわけでありましてけれども、そこに至れるかどうかという一つの山場に差しかかっているのが現状でございます。時間は多少かかりましたけれども、鋭意取り組み、県の農政部長、あるいは農政局等の積極的なかわりを持つ中で今進めておりますので、いましばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

それから観光について、細江岐阜市長のお話の中でもありましたけれども、私もそのとおりだと思います。観光はやはり広域連携、それから情報発信が大事であると。そこに、議員がおっしゃった、人というのがやはり大事になってくる。私は、観光というか、そこに住む人がその観光というものにどうかかわっていくか、どう考えるかということが大事ではないかなと。その部分で、まさに議員がおっしゃった人材育成というのは、住民の観光に対する思いを育成していくことにもつなげていかなければいけないと。単に物があって、人が来てもらうだけではなくて、そこに住む人がその観光にどうかかわっていくのか、その思いをどうつくっていくのかと。これはやはり行政だけでできるものではなくて、一緒になってその意識啓発をつくっていく必要がある。中山道でいえば、沿線に住む住民の方、商業者であれ、一般住民であれ、そういった方をすべて取り込んだ形で街道筋というものをどう考えるかという意識づけをしていかなければいけないと思っております。まだ十分ではありませんが、やはり沿線住民の方との会合等をちょこちょこ持たせていただくようなことも取り組んでおるところでございます。

今後の展開について、思いを語れということでございましたけれども、やはり議員も先ほどのお話の中にありましたように、今後の社会情勢の展開を考えたときに、どうしてもやはり少子・高齢社会が大きく出てくる、人口の減少社会であると。そういった中で、我々は一方で住民のニーズが多様化してくる、個人の意見がどんどん強く出てくる、それにどう対応していくかということが必要になってまいりますし、国においても地方分権、地域主権という言葉もありますけれども、地方分権を進めておる、そういったものにどう対応していくかと、この二つがやはり大きな命題にあると思います。

そういった中で、この2期目に掲げた私の思いというものをやはりさらにしっかりと進めていくということで活力を求めていく。これは当然に道路等のインフラ整備も含めての話でありますし、それから環境問題、先ほどもエコパークということもお話がありましたけれども、ごみ減量、分別等を進める中で、一方で垂井町の持つ大きな財産である豊かな自然というものをしっかりと守りながら、環境というものにしっかりと取り組んでいく。そして、やはり住民が安心して、そして安全に暮らせるまちをどうつくっていくかということが大きな命題になってくると思います。その推進する大きな支えとして、私は、思いやりであるとか、優しさというも

のをその精神の支柱にしたいというふうに思っております。お互いを支え合う精神、優しさ、思いやりというものをしっかりと背骨に持って、今言いました活力、環境、安全・安心というものをしっかりと進めていきたいと、そういう思いでこれからまた具体的な方針等を示していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 1番議員の1番目の質問でございますが、垂井町表彰についてという質問の中での今までの実績、それから今後の表彰について、私の方から少し答弁させていただきたいと存じます。

この表彰規程に基づきまして、過去、自治振興の発展に寄与された方、あるいは教育、スポーツの振興に寄与された方、それから保健衛生の向上に努力された方々を表彰しておるところでございます。

今後につきましても、この表彰規程に基づきまして、当然、この表彰の重みといったものも十分考慮していかなければなりませんけれども、議員が申されたように、それぞれの分野で活躍されておられる方の功労、功績に報いるためにも、先ほども町長が申しましたように、個人、それから団体の皆さんをとらえながら、多くの方に表彰を受けていただけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 1番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2点目の表彰関係についての御質問であります。町においては、さきに開催いたしました第54回垂井町総合体育大会を初めとして、第41回垂井町展を開催いたしてまいりました。特に垂井町展におきましては、訪れる人々の目を楽しませていたと思います。このようなスポーツ活動を含めた文化活動に対して、個人の優秀な成績等をおさめられた方々に対して表彰を行ってまいりました。

さて、私どもの所管であります各種団体の表彰関係につきましては、表彰規程等を定めている団体として体育協会があります。ここでは、特別体育功労者表彰を初めとして、体育功労者表彰、感謝状、優秀選手及び優秀チーム賞、特別優秀選手賞、優秀監督、優秀コーチ賞を垂井町総合体育大会の開会式でそれぞれ表彰を授与しています。

次に、文化活動としての垂井町芸術文化協会については、51団体の集合体の組織でございますが、垂井町芸術文化協会の主催事業として、垂井町芸術文化祭、芸能祭を開催していただいております。ここでの表彰につきましては、11部門のうち、盆栽展及び菊花展において優秀な出展物に垂井町表彰、垂井町教育委員会表彰の規程により表彰を授与しています。また、町の文化活動についての表彰関係につきましては、垂井町展におきまして、垂井町と垂井町教育委員会主催の、また、垂井町芸術文化協会が共催として、一般の部の書、写真、日本

画、洋画、彫塑工芸、また、少年の部におきましては、絵画、デザイン、版画、硬筆、書の部門があり、毎年大変多くの作品が出品をされているところでございます。このときの優秀作品において、垂井町表彰規程に基づきまして、垂井町展賞を初め優秀賞、奨励賞、佳作の表彰を行ったところであります。

文化活動に対する県との関係につきましては、岐阜県伝統文化継承者顕彰表彰があります。今年度、垂井町の方で、茶道と華道の部門においてそれぞれ1名の方が受賞されました。ここまで表彰関係についてお話をさせていただきましたが、各民間団体の垂井町芸術文化協会を初めとして、垂井町文化財保護協会等におきましては、文化活動者に対しての功労者として功労があった方々に対して、現在まで表彰規程の基準がありませんので、各団体の役員の皆さんを初めとして、功労のあった方々についての表彰規程等を設けていただきますよう、各団体に対して提案していきたいと思っております。

なお、垂井町表彰及び垂井町教育委員会表彰につきましても、各団体から推薦をしていただきますよう対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 1番 藤墳理君。

〔1番 藤墳理君登壇〕

1番（藤墳 理君） 表彰については、数多く取り上げていただけたというふうに言っていただきましたので、ありがとうございました。

また、2点目について三つほど再質問をさせていただきます。

まず一つ目は、町長のお考えの中で、やはり僕は職員の士気というものが非常に大事ではないかなというふうに思っております。その点について、今後やはりそうした士気を高めていく、もしくは働きやすい職場になっていく、そういったことに努められることが非常に重要ではないかというふうに思っておりますので、その辺について、またお尋ねをします。

もう1点、まちづくりセンターについてでございますけれども、やはり始まるまでは行政主導、強い町長の思いというものをしっかりとその中に組み込んでいくというか、そうした姿勢がやはり大事ではないかなというふうに思います。その後の運営については、やはり各団体、もしくはそこに参加をされる方々の思いというのを大切にしていきたいなというふうに思いますが、発足をするまでについては、やはり町長の思いというものを十分にその中に注入していただける、そんなふうにしていただくお考えをお持ちかどうか。

3点目、観光についてですけれども、やはりこれこそまさにまちづくり基本条例が生かされる活用の場ではないかなというふうに思っております。やはり多くの団体等と懇談会を開く中で、そうした動きを行政の側から仕掛けていく必要があるというふうに思っておりますので、その点についてもどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

将来ビジョンについての中で、特に支える職員側の士気ということでございますが、現在病休の者、この後もまた質問に出てまいりますけれども、病休の者であるとか、産休、育休をとって、結構欠員が出ているような状況の中で、お互いにやはりみんなしっかり支え合っている状況であります。基本的にやや疲れというのも感じないわけではありませんけれども、やはりこれをしっかりと乗り切って、お互いに自分のことだけやっていけばいいんではないという状況をしっかりとつくる中で、みんなでチーム制といいますか、お互いを支え合う、そういった一つの例として、先ほども言いましたけれども、総合窓口なんかにおいては、兼務をかける中でそういう体制をやっております。ぜひこういったものを意識づける中でみんなで支え合っていくという部分をしっかりとつくっていったらというふうに思っておりますので、またお気づきの点は、ぜひ御指導いただきたいと思っております。

また、まちづくりセンターにつきましては、先ほども申しましたように、一応規約の中では3年間はしっかりと町がリードをしていく、その間に次につなげていくという方向を持っております。そこら辺、規約にも折り込みながら、また、事業を進めるに当たって、しっかりと行政の責任を果たすということでもしっかりとした補助体制をつくって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

観光に対する仕掛けにつきましては、これは一朝一夕でできる話ではなくて、やはり商工会でありますとか、一般の民間の団体、あるいは個人、そういった方々が積極的にかかわっていただくことが必要でありますので、そういった場として設定というものはこれからしていかなければならないと思っております。ぜひまた、今後の観光ということは、これはどこかのだれかがやればよいというのではなくて、やはりみずからがやるということが大事になってくると思っておりますので、ぜひ当事者等へのしっかりとした働きかけを積極的に行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） 通告に従いまして一般質問を始めます。

まず初めに1点目ですが、学校でのいじめについてお尋ねをいたします。

最近、テレビや新聞で、いじめをほのめかし自殺に追い込まれたようなニュースが報道されており、先月11月14日には、千葉県市川市で、いじめにより自宅で、また、19日には、小学校の生徒が母親に贈る毛糸のマフラーをクローゼットの取っ手からかけた首つり自殺があり、24日には、北海道札幌市でも中学2年生の女子がマンションから飛びおり、かけがえのない命をみずから絶つという悲惨な記事が報道され、心が痛む一人であります。

こうした、いじめが原因と思われる出来事が起きるたびに、学校や担任の先生、教育委員会の対応や取り組みが、県においても国においても問題となっているところであります。我が垂井町ではこのような大きな事件には至っていないようで、ありがたいと思っておりますが、実際にはいじめはあるのか、それともないのか、あるとすれば、いじめの程度はどのようなもの

なのか、隠さずに言っていただきたいと思います。そして、いじめの解決事例、いじめをなくするために学校の対応、父兄と担任職員との対応、子供へのケア、教育委員会の対応、指導等をどのようにされてこられたのか、学校教育課長、総括されている教育長に伺います。また、命や人権を尊重する立場から、町としての総括的な取り組みはあるのか、町長の見解を伺うものであります。

2点目、幼保一元化を機に、民間委託をしてはという題であります。

国の動き、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が6月に閣議決定し、幼稚園と保育園の一体化を打ち出し、10月14日には、内閣府にてワーキングチームが発足し、来年の通常国会に必要な法案を出し、2013年度には統合されるそうであります。

我が垂井町では、既に3年前に幼保一元化を打ち出し、実現に向かって歩き始めたかに思いましたが、現政権の民主党も一元化に取り組むとのことで、様子見状態であります。今現在、垂井町では、町立幼稚園が7園、保育園が9園、そのうち栗原のハチス保育園は私立であります。既に幼保一元化になっているものと思いますし、教育内容が町立とは大分違い、充実しているようで、人気も高いと聞いております。また、企業努力もされており、保育単価も一番安く、町内全域から送迎バスを使用し、保護者の負担も軽くしているそうです。それ以外にも、他町の私立保育園に行っておられる方もあると聞いております。

子供の成長は6歳までに形成されると言われており、少々遠くても、子供の将来のことを考えると、少しでも保育内容の充実したところに通わせたい親心ではないかと思えます。送り迎えが負担であっても、気にならないと聞いております。保育に当たって、私立との格差について調査をしたことがあるのか、人気があるのはなぜか、担当課長に伺います。

国も2013年度より幼保一元化にすることを決めています。来年、再来年度にかけて、保育園、幼稚園の統合はもちろん、最終的に4園から5園ぐらいにするのが理想だと思っております。これを機に民営化することを提言いたします。

垂井町では、経費節減のため、臨時の保育士を採用し、半数前後に達していると聞いております。職員と臨時保育士との待遇に格差があり、不満の声も聞きます。民営化することで、この問題も一気に解決できるものと思いますが、担当課長としての御意見、常日ごろより町運営も経営感覚を持って取り組むべきだと言っておられる副町長の考え、思い、そして幼保一元化をいち早く決意された町長の御見解を伺い、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 9番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校のいじめについての部分での人権を尊重するまちとしての思いという部分について、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず人権について、垂井町の取り組みでありますけれども、やはり町としては、この人権意識の高揚を目指して、いろんな資料等を作成、配布、あるいは幼稚園、小・中学校において人

権同和教育を推進しておると。また、そういった中で、作文であるとか、ポスター等の啓発事業も行っておるところでございます。また、去る12月4日、これは毎年やっておるんでありますけれども、人権フォーラムを開催し、小学生、中学生にそれぞれの体験をもとにパネルディスカッションに参加しておっていただきます。こういったことを通じて、高齢者とのかかわりでありますとか、いじめ、あるいは障がい者とのかかわり、そして外国人、多文化共生というようなことを研究といいますか、体感しながらそれぞれの思いを聞いていく、あるいはそれを自分のものにしていくと、そういった場として人権フォーラムというものを進めておるところでございます。

私も、先ほど思いやりとか優しさを町の施策の背骨にということを行いましたけれども、「恕」という言葉を大切にしております。「恕」、これは心のごとくということで「ジョ」と読むんでありますけれども、一言で言うと思いやりということになります。論語の中に出てくる言葉でありますけれども、これを信条として行政を進めておるのが私の思いであります。

そういった中で、やはり人とかかわるときに、相手とどういう立場で接するのか。恕という中には、その後に「己の欲せざるところ人に施すことなかれ」ということがついてまいります。つまり、自分のしてほしくないことを相手にするなよと、それが「恕」というものだ、思いやり、優しさというものだということをおっしゃるわけでありまして、そういった、やはりお互いを尊重し合う社会をつくっていくことが人権尊重をさらに進めていく部分ではないかなというふうに思っております。当然に、あいさつ等も大事な要素でありまして、非常にうれしいのは、小学生、中学生が、どこかで会ったときに気軽に「こんにちは」とか「おはようございます」と声をかけてくれる。これは大変うれしいことであります。あいさつ運動は、ややもすると形骸化して、学校ではするんだけど、一歩外へ出るとなかなかしないという状況にあって、最近の子供たちは、積極的にどこでもあいさつをしてくれるというのは大変うれしいことでありますし、こういったあいさつというものを通じて、お互いがしっかりとかわり合えるまちというものをつくっていきたいと思っております。

また、私ごとですが、朝来たときには、庁舎を回りながら、できる限りあいさつをしながら、職員の様子も見るといようなことも兼ねまして、あいさつしながら回っておるのが日常でございます。そういった中で、やはりお互いがしっかりと認識し合う中で支え合う、そういった人権のまち、これが人権になっていくんだというふうに思いますけれども、こういったことを大切にしていきたいと思っております。

2点目、幼保一元化についてでございます。細かいことは後ほど担当から補足をさせますけれども、まず民営化についてということでございます。

この垂井町における幼保一元化等推進計画をつくるときに、その経過の中では、民営化ということは一切考えておりませんでした。基本的には、垂井町の町施設を統廃合して、ハチスはハチスとして単独で運営していただくと。ハチスを含め、垂井町全体でこの幼保一元化を進めていきたいという思いでございましたので、民営化ということについては一切考えてお

りませんでした。

ただ、議員がおっしゃいますように、その民営化するメリット、デメリットがそれぞれあると思います。当然メリットとしては、議員もおっしゃいましたけれども、運営費の削減、経費の削減とか、あるいは保育士、臨時職員等の削減ということもありますので、そういった部分での経費削減ということには大きなメリットがあると思います。

一方、デメリットにつきましては、民営化の方法にもよるとは思いますけれども、保護者にやはり一方的に、ある部分経済負担がふえる可能性が全くないとは言えない。運営形態によってはそういうことも考えられる。また、公立から私立へということで、大幅な変更には戸惑いといいますか、そういったものも出てくるのではないかなということを思っております。

議員のお話にもありましたが、国の子育て支援に関する幼保一元化の話は、2013年からスタートするというものでありまして、そこで決まってしまうわけではなくて、2013年から10年ほどの期間を設けて完全移行を進めていきたいというものであります。これによって、両関係者、保育園、幼稚園の関係者から猛反発がありまして、現在のところは4案が出て、今現在五つの案、きょうの岐阜新聞にも一部出ておりましたけれども、幼保一元化を進める形として五つほどが今提案されておって、まさに今、もめておる段階であります。ただこれは、来る通常国会に法案を出したいという話でございますので、そこら辺もしっかり見ながら、垂井町として、要するに今までの幼稚園行政、保育園行政の文部科学省、厚生労働省の縦割りの中でのいろいろなしがらみをどう排除していくか、あるいは、先に進んで、後からまた手戻りということもありませんので、そこら辺をしっかりと見きわめながらやっていきたいということで、今ちょっと足踏みをしておりますけれども、この辺はしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

ただ、今言いましたように、民営化につきましては、現在のところ考えておりませんが、その効率的な運営ということを考えてときには、全く排除することではなくて、将来的には考える余地も出てくるのかなというふうに思いますが、現状ではやはりこの幼保一元化を進める中で、要は対象となる子供であり、親さん方がいかに安心して保育園に預けられるか、あるいは幼児教育ができるかという体制をつくっていく、そのための幼保一元化を進めていきたいというふうに思っております。

これは余談でありますけれども、北保育園の園舎が完成したときに、県の文教厚生委員会の視察を受けました。そのとき、その当時は行革が盛んに進められておりまして、指定管理者制度についていろんな話がありました。委員の方、ちょっと今名前は覚えておりませんが、お話をしたときに、最後、その終わった後に、私自身も、やはり幼稚園、保育園というものを効率性だけでくるのはいかがかと思うと。できるなら、やはり指定管理ではなく、しっかりとした体制の中で子供たちの安全、子供たちの思いを酌み取る中でそういった保育園行政、幼稚園行政をやっていただきたいということを言われました。ああ、やっぱり単純に行政の効率化だけで物事は進められないんだなあということは強く思ったところであります。が、一方

で、やはりこういった厳しい財政状況もありまして、やはり進めるべきは進めなければいけません、その中に、今言いましたように、対象となる子供たちをどう考えるのか、そして親さんたちの期待にどうこたえていくか、そのことをしっかり考えながら幼保一元化を進めてまいりたいと思います。現状の中では民営化ということ強く意識しておりませんので、現状、今の形の中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 9番議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初にいじめ、それから子育てのことにかかわりまして、議員各位におかれまして、心を砕いていただいております、それから御援助いただいておりますことについて、この場をおかりしましてお礼申し上げます。

いじめの現状と対策につきましては、今、中川町長さんが申されました基本的な考えをもとにしまして、垂井町の方針と重点について、人命と人権尊重の精神を基盤として、志を持ち、夢を描き、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな児童・生徒の育成を目指しております。特に豊かな心の育成を目指し、生命を重んじ、人権を尊重する教育を推進する、このことを重点として位置づけており、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進することが、他を思いやる心を持った子供たちの育成につながると考えております。

いじめの現状及び学校の対応についてでございますが、議員御指摘のとおり、町内でもいじめは起きております。その内容は、冷やかしかからかい、嫌なあだ名を言う、悪口、嫌なことを言われるなど、いじめは起こっております。その都度、即対応をしております。

なお、1ヵ月以上継続して指導や子供の支援を行っているということについては、今のところはございません。

町内の各小・中学校ごとの発生件数や具体的な内容については、申しわけありませんが、公表できません。これは、個人が特定されたり、誤解を招いたりしないための配慮でございます。また、いじめにかかわる本人及び保護者の心情を考慮してのことでございますので、御理解いただければと思っております。

なお、平成18年度の調査から、いじめのとらえの見直しがされまして、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童・生徒が、いじめられたといった、そういう立場に立ったもので行うものとしております。そこで、学校では、町内の教職員を中心にしまして、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを再確認し、どんな小さないじめでも見過ごさないという真摯な構えで子供たちと正対しております。なお、詳細については、学校教育課長から答弁させていただきます。

教育委員会としての対応及び指導でございますが、今後も含めてですが、全教職員が一丸となり、スクールアドバイザー、スクールカウンセラー、保護者、地域と緊密な連携を図りながら、いじめの根絶に努めてまいりたいと思っております。それは、議員も申されましたように、

どの子もかけがえのない存在であり、他にはないよさを持っているからです。各御家庭でも、今までと同様に子供に愛情を注いでいただくように、この場をかりてお願い申し上げます。議員の皆様方、住民の皆様方におかれましては、町内の園児・児童・生徒について、いつも温かい心配りや優しいお言葉をかけていただいておりますので、今後も助けていただければと思っております。

皆様方のまなざしやお言葉が、子供の居場所を確かなものにする、安心感につながると考えております。今後も学校、家庭、地域と、教育委員会が一体となって、笑顔に満ちた優しさと活気あふれる子供たちの育成に向けて努力をしまいたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） それでは、9番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

いじめをなくすための学校の対応、あるいは保護者と担任職員との対応、また、子供へのケアについてのお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、いじめの現状についてでございますけれども、町内では、冷やかしかからかい、悪口とか嫌なことを言ったりするといういじめが起こっておるのが現状でございます。先ほど教育長さんも申されましたが、いじめの解決事例につきましては公表はできませんけれども、その点は御理解をいただきたいと思えます。

今も学校では、いじめの未然防止、あるいは早期発見、早期対応といたしまして、学校経営、毎時間の教科の授業、及び学級経営の中で、子供たちの話にじっくり耳を傾けて、その子のよさを認め、存在感や所在感、あるいは達成感を味わうことができるようにしたり、あるいは命や人権フォーラムなどの人権学習につきまして、いじめは絶対に許されないという指導を全小・中学校で実施をしております。また、本町のスクールアドバイザーも教育相談を行っているところでございます。

また、いじめの実態把握の方法といたしまして、定期的にアンケートの調査を実施したり、あるいは個別面談の実施、また、学校を2日間連続して休んだ場合は、学級担任が家庭訪問をしてその理由を尋ねるなど、日常的に学級担任と児童・生徒一人ひとりとの間で行われる連絡帳や日記、家庭訪問、あるいはPTA役員や学級委員との情報交流、人権擁護委員からの情報提供なども行っているところでございます。

さらに、いじめが発生した場合は、事実把握を速やかに行いまして、保護者との連絡をとり、指導経過を報告するとともに、個別指導や学級での指導を行っておるところでございます。また、心のケアが必要な場合には、校内の教育相談の主任、あるいは養護教諭、スクールアドバイザーが教育相談を行っております。

これからも管理職が中心となりまして、教職員、あるいはスクールアドバイザー、保護者、教育委員会が連携を図りながら、いじめの根絶に努め、いじめの未然防止とか、あるいは早期発見、早期対応に取り組んでまいりたいと思えます。

また、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりとか、あるいは学級づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 私からは、9番議員の御質問の中で、保育に当たって、私立との格差について調査したことがあるのか、また、人気があるのはなぜかといったことについてお答えをさせていただきます。

私立と公立の格差については、具体的な調査をしたことはございません。私立でありますハチスチルドレンズセンターは、保育所の認可を受けた私立認可保育所で、園の名称は、平成15年4月1日付で「はちす保育園」から「ハチスチルドレンズセンター」に変更しております。

ハチスチルドレンズセンターへの入所は、保護者からの入所申し込みに基づきまして、町長が入所決定し、ハチスチルドレンズセンターへ保育の実施を委託しております。その運営費は、国により定められた保育単価に基づき、町が支弁しております。保護者が負担する保育料は、町が規則で定める保育料徴収金基準額表に基づき決定をさせていただき、公立、私立とも同じ基準額表を用いております。定員は、平成14年度で60人、平成15年度から16年度までが120人、平成17年度から21年度までが140人、本年度から150人に定員をふやしてきた経緯がございます。このことから、ハチスチルドレンズセンターを希望する保護者が増加していることがわかります。

公立の場合、5歳児のほとんどが幼稚園に通園しますが、ハチスチルドレンズセンターの場合は、多くの5歳児の保護者が継続してハチスチルドレンズセンターを選択されております。このことから、特色ある保育のニーズを携え、また、保護者のニーズに即した保育を実施していると考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 9番議員の一般質問の中で、幼保一元についての御質問の中で、もう既に町長がトップマネジメントを示されたところでございますけれども、私、就任以来、町長の補助的な役目として、それに鋭意専心しているところでございますけれども、議員がおっしゃられております中で、一つポイントとして、4園ぐらいにしたらどうかとか、あるいは町運営ということから、町の経営的な感覚を持ってというような文言が出てきておるわけでございますけれども、私、実はこの件について今現状はどうなっているのかというようなことでございますけれども、御承知のように、本年度の早い時期にこども園化の話が、政権担当されている民主党さんの方向性がだんだんと明らかになっていく中で、今、拙速にこの問題に取り組むことが果たして町益にかなうのか否かというようなことからして、しばしの状況眺めといいますが、模様眺めといいますが、そういうような形でハンドルをちょっと切っているところでござ

ざいます。

翻って、この幼保一元に関しまして、垂井町で一昨年、次世代育成支援に関するニーズ調査報告書というものから始まりまして、これは平成21年3月に公表されているところでございますけれども、その中身は、就学前児童の保護者の皆さん方に対するアンケート調査、993人中751名の回答をいただいておりますけれども、その中にも特に何回となく出てきておるのが、保育園に入るに当たっては、就労していなければならないというような条件があるんだと。ところが、そうでない、いわゆる家庭で子供の面倒が見られるような家庭については入ることができない。町長が特別にというような部分もありますけれども、原則的には入れないと。もうちょっと年齢が上がりますと、5歳になりますと、垂井町の場合は幼稚園へ行くと。幼稚園ですと午後2時に終わるわけですね。そうすると、就労されている親さん方は非常に困られるというようなことで、そういったニーズがたくさん出ておりました。だからして、5歳ではなくて3歳から幼稚園を拡大していただきたいのだと。といいますのも、やっぱり子供は、生まれてから家庭で親さんが24時間付き添いながら育てていくわけでございますけれども、やはりどんどん成長するに当たって、社会性をいかに身につけるかというようなことが非常に大切になってくるわけですね。そういった事柄からも、こういった幼児期といいますか、その集団性、あるいは就労されている親さん方にとっては保育というようなニーズが非常に高いわけです。

ここで民主党さんの、以前からもそういった幼保一元の話はあったんですけれども、こういうような方向で、垂井町としては平成22年3月に、向こう26年度に向かっての子育てスマイルプランというのも作成しております。これは計画倒れになることを非常に恐れているわけでございますけれども、私ども、こういった現状のニーズをしっかりとつかみながら、いかにしたら次世代を担っていただく子供たちを育てる環境を、よりすばらしいものにしていけるかというような線上で、いろいろ現状を踏まえながら、あるいは展望を協議しながら今進めているところでございますが、町長も申しましたように、いまだこども園化につきましては、5案の構想が出ているくらい非常に混迷状態でございます。一方で、そういったニーズが非常に高いということで、何らかの決着、道筋がついていくものだと思っておりますけれども、垂井町といたしましても、この延長線上の中で、例えば各地区地区に保育園、あるいは幼稚園を点在させております。そういう中で、こういった形が目指すこども園の姿かというようなときに、実は複合こども園化、これが絶対欠くべからざる条件だと私は確信しております。

といいますのも、一般的な保育の平日あるいは土曜日の保育、それから早朝、あるいは延長保育、あるいは、今後は夜間保育というようなこともニーズとして出てきていると。それから休日保育ですね。それから病後児、病児保育、これは特定の医院で今現在も行っていただいておりますけれども、そのほか、留守家庭児童教室、これはこども園的な状態とコラボレーションしていく部分と、小学校の1年から3年生の、そこら辺がややもすると幼稚園の皆さん方のためになかなか入園できない、あるいはその逆もあり得る状態になっております。こうい

ったことを解決するにはというような一つの問題、それから一時預かり保育ですね。これは、通常保育園に入れていただけない方でも、何かあったときにはやはり預かっていただきたい、預ける仕組みがぜひぜひ欲しいと。それから障がい児保育、こういった「いずみの園」との連携ですね、これらもしっかりと保育園の中での、いわゆる加配を含めた保育をしつつ、あるいは専門的な「いずみの園」との連携を図りながらという仕組みも当然必要になってきます。

それから、子育て支援事業関係ですね。地域子育て支援センター、これは今現在、表佐と垂井北保育園にあるんですけども、そういったこともそれぞれのこども園にあってしかるべきの話だということにも思えますし、あるいは気軽に親さん方があそこの場所に行って、いわゆるサロンのような施設にもなる必要があるのではないかなと。

それから、児童虐待関係ですね。これもやはりそれを起こさない、それから、不幸にしてあった場合、早くそれを発見する仕組み、こういったことにも十二分に力を入れなければならない。

それから異年齢交流、これは今でもやっておられるんですけども、そういったこと。あと特色ある保育だとか、地域保育力の向上だとかいろいろこども園に課せられたニーズはその地域にとって非常に充実した状態でないと、私は単に施設をつくってというような形だけでは済まないと思っております。また、ある特定の保育園だけそういう総合的な保育機能を持たせるということもいかなものかなというような感じも現状段階ではいたしております。

したがいまして、そういったことも踏まえながら、また、一方では表裏一体の財政面、これはあまり私は前面に出したくありませんが、中・長期展望に立った中で、やはり町の財政なくしているんなことも語れない部分もございます。あまり前面に出したくないと言いつつも、やはり重要な部分でありますけれども、まず第一義は、いかに子供たちにとって有益な施設であるかというようなことを第一義に思っていきたいということでございます。町長がその方向性を示しておられます。私どもはその最終決断につきまして、確固たる信念を持って町長が決断していただけるような下支えといえますか、側面サポート、こういったことに鋭意力を注ぎながら今後とも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） 再質問いたします。

いじめがあるかないかについては、あるというようなことで、つい先日、インターネットで「いじめ」というだけで検索しましたら、1,240万件がアクセスされているようで、その中で、いじめがあったときに学校はどんな対応をしてくれたんやという中から、まずいじめを認めると、指導力がないと校長に評価されてしまう。それから、いじめなんて、成長する上での一つの経験程度にしか思っていない。そんなようなことがずらずらと出てくるわけです。そういうことで、学校側の対応も、とにかく教育委員会の方へは報告したがないという、そういうことがあるようでございますので、その辺の指導方法も、教育長、しっかりとお願いしたいとい

うふうに思います。

それから、先ほど町長は、教育長は頑張っておられるということを知りましたが、頑張っておられるのと、しっかりやるということは全然別個の問題でございますので、その辺も頑張っておるだけはいかんというようなことも踏まえて、今後前向きに考えていただきたいと思っております。

そして、保育園の一元化についてであります。今現在、幼稚園児の数というのは205人、そして保育園児が740人、合計950人、そのうちの150人がハチスでありますので、800人が今町営に通っているということで、それを4園に分散しますと200人、そして5園にすると160人というようなことで、子供というのは、やっぱり大勢の中で競争して育つというのが子供だということも、今の九州の横峯学園の園長も言っております。そんなような観点で、子供が多い中で、そして元気に育てるというのも、これも一案ではなかろうかと思っておりますし、一元化を進めるけれども民営化は考えていないという御意見でございましたが、一元化するにいたしましても、今まで町としては、その一元化に向けた計画そのものがあるわけでございますので、国の方針を出したその時点で即対応できるような状態、そして、もしできなければいつごろからそういう幼保一元化に向けてのアクションを起こすのか、そして、どこら辺から何年計画でやるのかという、そういうお考えがあつての一元化発言だったろうと思っておりますので、ぜひその辺を踏まえて御答弁いただきたいと思っております。

質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 9番議員の再質問にお答えさせていただきますけれども、いつから幼保一元をやっていくんだというような年次計画的な話なんですけれども、来年の年明けの通常国会に民主党さんが正式な法案を出されるというような情報も得ております。そういったことをしっかり踏まえながら、それと、先ほども申しました、目指すことも園といいですか、幼保一元化のあり方、こういったことをしっかりと踏まえながらその方向性を示していきたいと、そういったことを町長に対して提言して、町長が決断をしていただくというようなプロセスになるかと思っておりますので、ひとついつまでというようなことをただいま申し上げられませんが、ニーズは非常に大きなものがあるということは十分認識いたしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時15分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番 木村千秋君。

〔 3 番 木村千秋君登壇 〕

3 番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

前回に引き続き、垂井町第 5 次総合計画についてお尋ねをいたします。

垂井町のまちづくりは、この計画に基づいて展開されておりますので、今回はまちづくりの柱 3 . 子育てと福祉についてお尋ねをいたします。同僚議員さんと重なる部分もございますので、お許しをいただきたいと存じます。

まずは子育てについて、中でも幼保一元化等の推進に関しては、当初、23年度から、モデル園として岩手地区から取り組む旨の御説明を議会として受けました。しかしながら、その後一変して、国の動向を理由に、幼保一元化等は見送ると御表明されました。このことについては大変残念とのお声を多くいただき、御表明後も、一元化への御要望のお声が多く聞こえてまいります。

幼稚園におきましては、預かり時間の問題、また、町内保育園の預かりの現状においては、特に未満児に関して、待機をされている方も増加傾向と聞き及んでおり、待機が解消しても、兄弟姉妹別々の園であることから、行事が重複することや、送り迎えの時間に相当な御負担を感じておられる現状もあります。また、子育て環境の整備と掲げられておる一時的保育事業については、1日8時間の利用で1,800円と、所得状況により利用条件はさまざまですが、大変安価なところがメリットで、経験豊富な先生のもとで預けることができ、利用の際は、園長先生や担当の先生から丁寧な御説明をお聞きすることができるといった面も、利用の親さんへの安心につながっています。

ところが現状は、日によっては満員でキャンセル待ちなど、せつかくのいい事業、取り組みが、利用したいときに利用できない状況となっております。担当されている園でも、申し込みに来られる親さんへの対応に大変困っている状況で、利用料が比較的高価な別の支援事業を勧められたりされているようですが、利用する側からのお声は、同じようなサービスで、価格の公平性が保たれていないのではと感じられているようです。現代社会においては、親の就労環境、核家族化、疾病等で、一時的に保育を必要とする声が多く聞かれます。それらを解決するため実施されているのが、今申し述べた一時保育等でありますが、この対応が十分でないことに、御利用の親さんのみならず、担当所管に関しても、その対応に御苦労されておることは言うまでもありません。今後ますます子育て環境の充実に関しては、その体制づくりが急務であると考えます。国の方針がどうなるにせよ、先行して取り組んでいる自治体も現在では多く見受けられ、幼保一元化においては、既に珍しい話ではありません。

また、周辺市町村の見学に行っていました。神戸町においては、幼保一元化であいた施設を国等から耐震化等の補助金で整備をされ、障がいを持たれた方への活動、交流の場として利用されております。担当課長さんの御説明では、文部科学省と厚生労働省にまたがったの申請であったが、難しいことではなかったとの経過報告もいただきました。

我が町垂井町においては、合原幼稚園の休園問題等を抱えており、幼保一元化等をきっかけに、あいてくる施設の活用方法や、保育士の確保と育成、雇用条件等の諸問題の解決を図っていかねばならないと、繰り返し御提言申し上げます。また、国の方でも、子育て支援について1,000億円ほどの補正予算を組まれたとのことで、それらを踏まえまして、今まで申し述べました内容で、以下数点についてお尋ねをいたします。

- 1．幼保一元化等に関して見送られた理由を、いま一度具体的にお尋ねをいたします。
- 2．見送り決定から現在まで、何か取り組まれたことはあるのでしょうか。
- 3．幼保一元化への次年度への動き、計画はあるのでしょうか。
- 4．第5次総合計画にお示しのある数値、主に低年齢児保育の増や一時保育の利用者数増などについて、先ほど申し述べた現状でどうとらえられているのか。また、実施の園にとっても利用される親さんにとっても、スムーズに利用できる解決策はあるのでしょうか。
- 5．国の補正予算に対して、我が町に取り込める部分や金額や内容等、どれだけあるのでしょうか。

以上、子育てについてお尋ねをいたします。

続いて柱3．福祉についてお尋ねをいたします。

特に障がい者福祉についてですが、この5次総中にもお示しがあるように、今日まで総合福祉施設の整備や活動、交流の場の整備については、幾度となく御提言申し上げてきた経過があります。やはり行動を起こす上で拠点の整備は最重要であると同時に、我が町垂井町が早急に取り組まなければならない最優先課題だと考えます。その一方で、福祉に関するニーズの複雑・多様化も進み、それらを把握し切れずに日々の対応に追われているのも事実であります。そのすべての解決策として、拠点が整えば、ニーズや諸問題を把握する機関の設置につながり、スムーズな対応がとれると考えます。

その機関の設置として、過去にも問うた経過がありますが、障がい者自立支援協議会の立ち上げを早急にと御提言申し上げます。この自立支援協議会の果たす役割は大きく、協議、相談体制が整うことで問題解決が図れるという、福祉の充実に漏れなく対応できるものと期待されます。県内では、残すところ我が町垂井町と、お隣関ヶ原町、池田町のみとなり、あとはすべて立ち上がっている状況です。それらを踏まえて数点お尋ねをいたします。

- 1．現在まで立ち上げがなかった理由をお尋ねいたします。
- 2．自立支援協議会の立ち上げが急務と考えますが、新年度にそのお考えはあるのでしょうか。

以上、障がい者福祉についてお尋ねし、質問を終わりたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 3番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の幼保一元化に関して見送った理由についてであります。垂井町幼保一元化等推進

計画案の推進についての考え方につきましては、平成22年5月の議会、文教厚生委員会並びに全員協議会において経過報告をさせていただいたところでございます。

この推進計画案に基づき、平成23年4月の岩手幼保園開設に向けた準備を進めてまいりました。こうした状況のもと、国におきましては平成22年1月に閣議決定されました子ども・子育てビジョンなどに基づき、幼保一体化を含む、新たな次世代育成支援対策のための包括的、一元的な制度を目指す議論がございまして、本年6月には、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が決定されました。この基本制度案要綱におきましては、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した、（仮称）こども指針の創設、幼稚園と保育所の垣根を取り払い、こども園、これも仮称でございますが、これに一本化するなど、幼保一体化についての具体的な方策が示されたところでございます。

この意味で、基本制度案要綱につきましては、本町における幼保一元化等の推進に大きな影響を与えるものとしております。当然、本町の子ども・子育てに係る統合的な施策の推進は、一人独善的に推進できるものではなく、国の動向に絶えず敏感に反応しながら、機動的に対応することが求められると考えております。特に垂井町幼保一元化等推進計画案の推進に当たりましては、国が新システムの基本的な方向を示しており、この年度内には法律上程という形で何らかの方向性が明らかになるところから、国の動向を見定めたいと考えております。その上で、必要に応じ、計画等の見直しを行ってまいりたいと思っております。

2点目の、見送り決定から現在までに取り組んできたことについてでございますが、施策にかかわらない統合後の園服、あるいは園歌の具体的な案件などにつきまして、実務レベルで検討するために、本年6月に、保育園長、幼稚園副園長で構成する幼保一元化幼保部会を立ち上げ、現在までに月1回のペースで7回開催し、検討を進めているところでございます。

3点目の、次年度の見通し、計画についてであります。国が示しておりますスケジュールでは、1点目でも申し上げましたが、本年度、3月上旬には法案を提出することになっております。国の今後の検討内容を注視しながら、迅速かつ機動的に対応し、本町の多様なニーズに対応する保育サービスの充実と、より質の高い幼児教育を最大限に発揮できる施設体制を目指して、必要に応じて垂井町幼保一元化等推進計画案の見直しを行ってまいりたいと思っております。

4点目の一時保育についてであります。一時的保育事業につきましては、平成21年度実績で、開所日数は175日、年間延べ利用者数は850人です。平成22年度は、11月までの開所日数は188日、延べ利用者数は818人であり、増加傾向にあります。本年度の利用申込者の登録者数は94人で、申し込み事由の内訳をみますと、保護者の仕事による利用が39人、保護者の病気や行事による利用が10人、保護者の学校行事や育児に伴う心理的、肉体的負担の解消、リフレッシュであります。これが45人です。今後も保護者の生活が多様化すると思われるため、一時保育のニーズは増大すると考えられます。このためには、幼保一元化を推進する中で、子育て支援全体のサービス体制を整えていく必要があると思っております。

5点目の国の補正予算についてであります。国が示しております補正予算では、子育て、医療、介護、福祉等の強化による安心の確保の子育て部分に1,079億円の補正予算が成立しております。具体的な措置といたしましては、内訳として、保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止に968億円、妊婦健康診査に対する公費助成の継続費等に112億円であります。この金額は、内訳の数字は端数整理がされておりますので全体の数字とは合っておりませんので、御了承賜りたいと思います。特に保育所整備事業につきましては、公立保育所に対するものではなく、社会福祉法人等の民間保育所がその対象となっております。したがって、本町の保育サービスの充実に伴うような内容となっていないのが、この補正予算でございます。

次に、障がい者福祉についてでございますが、1点目の自立支援協議会を設置していない理由でございます。地域自立支援協議会は、障害者自立支援法及び同法施行規則におきまして明確な規定はされておられません。厚生労働省が先進自治体のモデルを参考に設立を推進してきた事業でございます。したがって、近隣自治体での協議会の運用状況ですとか問題点の調査を行い、本町にとって真に必要な自立支援協議会のあり方について検討を行ってきたためのおくれでございます。

2点目の設立の考えについてであります。第1点目を踏まえまして、本町に見合った協議会を年度内には設立できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 3番 木村千秋君。

〔3番 木村千秋君登壇〕

3番（木村千秋君） 御答弁、ありがとうございました。

前後しますが、まず福祉について、協議会の年度内の設立とのことで、大変喜ばしいことだなあとお思いまして、本当に感謝申し上げます。その設立に関しましては、また、議会に詳細をお伝えいただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

続いて子育てについてですが、町長さんからもちょっと御答弁をいただきたかったなあとお思ったんですが、やはりトップということで、そういった手腕という部分が町長さんに求められると思いますので、方向性ですとか、そういった部分をつけていくためにも、町長さんのお考えをちょっとお聞きしたいなと思うんです。というのは、やはり町長さんも、もう子育ては一段落されたのかなあとお思いながら、やっぱり当時の子育ての大きさが町政に反映されてくるのかなあとお思いするので、そういった当時の子育てをお忘れでなければ、いま一度そういった部分で子育てについてのお考えをお聞きしたいなと思います。奥様任せだったということでしたら、ちょっと御答弁の方、苦しいかと思いますが。

また、先ほどお尋ねをいたしました幼保一元化については、同僚議員さんの御答弁にもございましたように、重なる部分がありますので、確認の意味でまた再質問させていただきたいんですが、国の方針を待たずに、地域の実情に合わせて各自治体が真っ先に動いていってらっしゃるんですね。周辺市町村の様子など、様子見が得意な我が町にとっては、そういった

周辺市町村の動きをどうとらえられているのかなあということをお尋ねしたいと思えます。

それから、続いて、我が町でも働きたいという女性が、未満児の入園や一時預かりは少し待ってという状況で職場復帰がおくれましたり、労働時間等の関係で、先ほど御答弁にもあったかと思うんですが、なかなか条件に合う仕事につけないなどとのことから、やはり幼保一元化に対する期待のお声というのは非常に高いんですね。私も実はけさ一時預かりで娘を北保育園の方に預けさせていただいたんですが、実は私もキャンセル待ちの1人だったんです。ずうっと心配で、夕方電話させていただいたら、まだその段階ではだめだということで、本当にどうしようかなということで、いろいろ友人とかにも、ちょっと見とってもらえんかとお願ひしとったような段階だったんですが、昨日夕方、担当の先生から「あきましたよ」というお電話をいただいて、ほっとしておる一人なんです。本当に担当の先生も、そういった親に対して対応するというのが大変そうで、本当にお忙しい中御連絡をよく下さったなと思って感謝しておりますが、やはり先日のように、女性が働いて家事をしてという場合においても、また、諸事情で働けないという場合においても、さまざまなサイクルに対応できる保育環境の整備というのが、本当にやっていただかなければならないなと実感しております。

御提言申し上げておりますように、幼保一元化によってどれだけ解決が図れるかわからない部分もありますけれども、以前、町長がやると方針を示されたのも、環境を充実させるためだとの御判断からではなかったのかなあと思って、いま一度その辺の部分を町長から御答弁をいただきたいと思えます。

課長さんからの御答弁ありましたように、受け入れる側の体制を整えていくというのも何よりもやはり私も重要だと思っております。そういった部分で、こういった体制が垂井町にとって望ましいとお考えなのか、再度御質問をさせていただきたいと思えます。

また、いま一度子育て環境を見直すためにも、幼保一元化に向けて動くことでいろいろな問題等が出され、意見等が出されて、諸問題の解決につながると思えますので、また、充実も図っていけると思えますので、再度御提言を申し上げます。

御答弁にもありましたけれども、見直し等を図っていききたいとのことですが、そこで再度の御質問になりますが、ニーズ調査等をずうっとされていると思うんですけれども、そういったされてきた経過がありますけれども、それを踏まえて、今後、幼保一元化に関するお声というのは、いわゆる吸い上げといいたいまいしょうか、今後はそういったお声はどのような形で取り上げられていくのかということと、こういった機会に、こういった場で議論されるのかと。進めていきたいということが先ほどの御答弁からも重ね重ねあるんですが、やはりめどなどを含めて、今後、垂井町としていつごろに期待していいのか、期待をいつまでさせても、国が13年とか何とか言っているよということで、なかなか遠い話だなあということなのか、垂井町として先行してやっていただけるのかということをお尋ねしたいと思えます。

また、町が考えている幼保一元化の一番いいスタイルというのを具体的にお示しいただけた

らと思っております。

再質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 3番議員の再質問にお答えをさせていただきます。町長にという御指名でございましたので、よろしく願いいたします。

まず1点目の子育てに対する考え方ということでございます。幼保と限らず、子育て全般についての思いで少し述べさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり子供を育てるとするのは、今、家庭に、家族にすごい負担がかかっている。これをいかに分散をしていくか、リスクを分けていくかということが大事になってくるのではないかなど。そのことが、今これから進めていく幼保一元化等にもあらわれてくるのではないかなあというふうに思います。

小さいうちは、やはり私もかなり家内をお願いをしておいた部分があるわけでありましてけれども、やはり子供が大きくなってくると、PTA活動でありますとか、地域の活動の中で一緒にかかわってくる部分が多くなってまいりました。それが今の私の原点でもあるわけでありましてけれども、そういったときに、今の教育ということを考えたときに、家庭でのしつけというのがなかなか難しくなっている現状がある。ここら辺はやはり地域でのかかわりというものをもっともっと強く持つ中でそういったものをカバーしていく必要があるのではないかなど。今、核家族化とか少子・高齢化という形の中で、非常にそこら辺が難しい問題であるというふうに私は認識をしております。ここら辺にしっかりと光を当てていきたいなというふうには思っております。

また、周辺市町の動きということでありまして、幼保一元化を先行してやっているところもあるわけでありまして、大垣市なんか、実際にもうやっているところもありますが、まだ大半がやっていなくて、基本的には都市部の難しいところが残っていると。そこら辺もやはり今、国の方針が、先ほどからありますように、やるといったものの、反発があった中で、また、4案、5案が出てくるというような状況の中で、やっぱり足踏みをしている状況ではないかなというふうに思います。

一方で、視察された神戸町におきましては、私ももちのき園、それから池田のふれあいの家というのを2件見学させていただきましたけれども、神戸におきましては、そのもっと前から計画をしていたと。一昨年の地域活性化交付金、あれを使って耐震及び改造をしたということでした。まさにそのタイミングが合ったということで、やはり今神戸が仮にこれを取り組むとすると、やはりちゅうちょするのではないかなということは思います。

といいますのは、やはり先ほどからお話があるように、所管するところが、今の幼稚園、保育園、それぞれ違いまして、それぞれの中での法律で動いておるという状況、あるいは、例えば建築規制を一つとっても、幼稚園と保育園ではいろんな規制が変わってくる部分があります。これをどうクリアしていくのかというのをやはりある程度方向が出てからでない、要するに

手戻りになってしまう。せっかく改造したことが、またもとに戻ってしまう可能性も出てくるというようなことの中で、そこら辺の動向をやはり見きわめていく必要があると。それでもやはり状況が来れば、やらなければならない部分については、手戻り覚悟でもやらなければならないところはあるかと思えますけれども、できるだけそういうリスクを避けたいという思いで、今少し足踏みをしておる状況であります。

この幼保一元化を見送ったという表現がございますが、決して見送ったわけではなくて、今様子を見ておるといふ状況でございますので、これは必ず進めていきたいと、大事な政策であるという認識を持っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、その時期につきましては、先ほどからお話をしておりますように、先ほど副町長も答弁いたしましたけれども、やはり国の動向等もしっかり見定めた上で対応していかなければならない部分が多分にあります。当初は、財源等もひよっとしたら来るのかなあなんて甘いことも考えておりましたけれども、やはりそこら辺は非常に難しいニュアンスがあります。制度的な部分で、やはり一元化、一体化を進めていく部分での対応というものは、国の影響もかなり受けるという部分がありますので、そこら辺をしっかりと見定めていきたいというところでございます。

当然に、準備が整えばすぐ動けるような体制というものはこれからつくっていきたくておられますので、なるべく時間的なロスがないような形で進めたいと思えますが、いかんせん、今言いましたように、国の動向がいまいちはっきりしないというところもありますので、そこら辺は少し時間をいただきたいと思えます。

また、ニーズ調査につきましては、もう2年ほど前にこの幼保一元化を進めるに当たって、いろんなニーズ調査をしたところでございます。当然に親さん方は、その代ごとに変わっていくわけでありまして、やはり毎年というのではなくて、どこかでとった調査をもとに、そのニーズにこたえる形で施策の展開をしていきたいと。その中で、町としての今の計画、前回お示した計画というものをつくっておるといふことでございますので、そういったニーズを酌み取った上での対応であると。当然に、今後進めていく上で、改正点とか、変更とか、見直しとか、いろいろ出てくると思いますが、それはその都度また御意見をいただきながら、一緒に進めていきたくておられます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 3番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、一時預かりのキャンセル待ち等々の問題でございますが、この一時的保育につきましては、現状も十分認識しておるわけでございまして、今の環境が必ずしもふさわしいといったものとは理解しておりません。したがいまして、今まさにその環境づくりをやっておるところでございます。これも来年度に向けた形でそういった方向性を示してまいりたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 2番 吉野誠君。

〔2番 吉野誠君登壇〕

2番（吉野 誠君） では、早速質問したいと思います。

実質公債費比率についてであります。

平成22年度、岐阜県は借金するのに国の許可が必要となる起債許可団体に初めてなりました。その結果、各市町村においても補助金が少なくなりました。そういう現実があります。

実質公債費比率とは、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものであります。地方債制度上、18%以上になると、地方債の発行に県の許可が必要となります。それはもう皆さんが御存じだと思います。県では、18%以上である郡上市について、公債費負担適正化計画に沿って計画的な地方債発行を促すなど、公債費負担の適正な管理を行うよう助言をしております。我が垂井町でも、平成18年度の実質公債費比率は9.3%でした。19年度の実質公債費比率は10.1%です。0.8%の伸びを示しております。平成20年度の実質公債費比率は12.6%です。19年度と平成20年度を比較しますと、2.5%の異常な伸びを示しております。平成21年度は、実質公債費比率は13.1%です。0.5%の伸びを示しております。垂井町も、財政が硬直すれば住民行政サービスが悪くなります。

そこで、平成18年度から平成21年度の実質公債費比率は、異常に伸びております。垂井町は、その間、仕事らしい仕事をしていないのに、どこに原因があったのか、年度ごとに詳しくお聞かせください。

2点目につきましては、一般会計の借金についてであります。

垂井町の場合、特別会計で約64億円、一般会計では約55億円の借金があり、約110億円ぐらいの借金がありまして、預金は、財政調整基金という項目がありまして約8億円ありますが、大体102億円の借金を抱えております。平成15年に町長に就任されたときは、一般会計の借金は約50億円、平成22年度の予想では約55億円で、一向に借金が減っていません。この垂井町予算資料で見ますと、そこに十分書いてありますので、皆さん御存じだと思います。行財政改革を8年間進めながら、財政面では借金がふえており、一体全体何をやっていたのか。私は、予算編成するとき、収支の均衡を図るために借金をして予算編成をしてきたのではないかと考えております。垂井町予算資料を見ても、借金を減らす努力が見られません。私は、垂井町にとって、身の丈に合った行財政運営をすべきだと思っております。

そこで町長にお聞きします。8年間行財政運営をしていたのに、なぜ借金が減らなかったのかをお聞かせください。以上です。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時15分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 2番議員の実質公債費比率並びに一般会計の借金についての御質問に対してお答えをさせていただきたいと存じます。

非常に細かな数値をお示ししていただきまして、どういった観点からお答えをしようかというふうに悩んでおるところでございますが、議員も御指摘のように、この実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担します元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。こちらの比率につきましては、平成19年度につきましては、議員の方からは10.1%というお話がございましたが、私の方から県を通じて総務省に報告しておりますのは10.9%でございます。平成20年度につきましては12.6%、平成21年度につきましては13.1%となっております。議員御指摘のように、平成19年度からやや右肩上がりになっておるのが実情でございます。こちらにつきましては、議員もどういった事業内容なのかというお尋ねでございましたが、地方債を発行するに当たりまして、この借り入れを行ったからといって、すぐにこの実質公債費比率に影響してくるといった指標のものではございません。

こちら平成19年度から20年、21年度と、このような形の数字になった原因につきましては、当然のことながら、実質公債費比率を押し上げておる要因があるわけでございますけれども、一般会計の中で償還する額がふえてきたものでございます。これにつきましては、現在、この償還に係る計画表といいますか、計画書を持っておるわけでございますが、平成20年度から平成22年度にかけてピークになるものと予測しておるところでございます。

それで、大きな理由といたしましては、平成13年度から借り入れを行っております臨時財政対策債の借り入れでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方交付税の削減に伴う財政措置として、今年度において、地方交付税の財源を100%といたしまして償還に充てていく性格のものでございまして、この臨時財政対策債の借り入れにつきましては、13年度から18年度に係る借り入れにつきましては、通常、償還期間が20年でございますが、この18年度までに借り入れしたものにしまして、10年で償還するというようなことで借り入れを行った、その結果、この19年度から少し率が上がってきておる一つの大きな原因でございます。そういったことで、この臨時財政対策債につきましては、財政上、効果的な財政支援というふうに受けとめております。今後もこの臨時財政対策債につきましては、許可額の範囲内におきまして有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、じゃあ年度ごとのその大きな要因となったものとはということでございますが、こういった事業でもってこういった結果になったかということについては、これは財政上の仕組みもございまして、なかなか事業を特定することはできません。先ほどから申し上げておりますように、この起債に対する償還額がピークを迎えてきたということでございますが、平成19年度につきましては、償還額、元利合わせまして9億2,300万円ほどでございましたが、平成20年度からは10億4,800万円ほど、それから平成21年度につきましては10億7,600万円、平成22

年度につきましては10億5,400万円というような形で推移してきておまして、平成23年度、今の起債の状態から見ますと9億9,800万円と、平成23年度からは減額に転じるというようなことでございます。

ちなみに、今の元金から申しますと、平成30年度におきましては2億1,000万円まで下がっていくというような予測を立てておるところでございます。

そういったことで、実質公債費比率が上昇してきた理由についてはそういった理由でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、次の一般会計の借金の部分でございます。

議員の御質問の中で、中川町長が就任された当時の借金につきまして、約50億円というお話をされておたわけでございますが、こちらに平成14年度の決算資料がございます。そちらの方にも記載されておりますが、これは毎年度お配りしてございまして、その中には、年度末の未償還元金というものが記載されておるわけでございますが、こちらの中では、平成14年度の決算におきましては、未償還元金につきまして73億9,000万円ほどでございます。それが、平成21年度の決算書につきましては、今皆さんもお持ちのことと存じますが、一般会計の地方債の未償還元金につきましては約57億9,800万円余りでございます。そういったことから大幅な減額になったわけでございますが、これにつきましては、地方債発行の抑制であるとか、臨時財政対策債等の優良な起債の借り入れ、あるいは補助金、交付金等によりまして効率的な財政運営を図ってきた結果というふうに、私の方は分析をしておるところでございます。

また、この平成21年度の一般会計におきます地方債の未償還元金57億9,800万円のうち、41%ほどに当たります23億7,000万円につきましては、先ほどから申しております13年度から始まりました100%償還に地方交付税を充てる臨時財政対策債のものでございます。したがって、実際、垂井町の借金については、現在57億9,800万円という数字が出ておりますが、その臨時財政対策債分を差し引きいたしますと、相当減額された起債の額になるわけでございますけれども、議員が質問の中で指摘がございました、借金が減らなかった理由ということでございますけれども、このように借金が減額になっておることについて御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 2番 吉野誠君。

〔2番 吉野誠君登壇〕

2番（吉野 誠君） 実質公債費比率についての再質問をいたしますが、何か20年間で返していくやつが、途中から10年が変わったというお話がありました。それは、もう10年が変わるということは早目に指示が来ておったと思いますので、そういう対応がなぜできなかったのかなあという思いがあります。そのところをもう1点だけ聞きます。

それから一般会計の借金について、なぜ減らなかったと。例えば、毎年毎年繰越金が出てきますね。そういうお金を合わせて返していくとか、そういうことがなぜされなかったのかと。

ただ借金ができたというだけでは、我々は困っちゃうんですよね。やはり予算でも、議会は承認しておりますので、議会側にもその責任がついて回るわけです。だから、そういう点で借金を減らす努力をしていかないと、これはいつまでたっても減りません。一般家庭でいきゃあ、当然これだけの借金があるということになれば、破産です。行政は破産しないかということ、そういうわけではありませんので、やはり十分町民にわかるような借金の減らし方をしながら、自分たちのまちは今これだけあるんだから、そのように身の丈に合った行財政運営をしていかなきゃなりませんと、そういう訴えも必要だと思いますが、2点、身の丈に合った行財政運営を今後していくのかと、それから、繰越金が余れば、それは借金を返していくんだと、そういう考えがあるかないか、再度お聞きします。町長、よろしくお願いします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 2番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この財政に関しましては、もう2年ほど前に、議会においても財政問題の研究会をなされたところかと思えます。その折にも、ただいまの10年の償還の話は出ておったと思えますけれども、要は、これは国の指示ではなく、町の方針として、政策として、少しでも早く身軽になりたいという思いで、通常20年のものを10年にして償還をしておるという選択をして町が臨んでおるとのことでございます。その結果として、いつときピークが20年から22年に来ておりますけれども、これ以降はやはり急激に減っていくものという形の中で財政運営をしておるとのことでございます。

また、町の財政は大福帳ではございませんので、その年の出入りがプラス・マイナス・ゼロになればそれでいいのかということではなくて、やはり事業を展開していく上で、さまざまな後年度の負担というものも考えていかなければなりません。基本的に身の丈に合った財政という話になりますけれども、当然に入るをはかり出づるを制すと、これが大もとでございます。入るものをしっかりと調整しながら、出ていくものを抑えていく、その中での財政運営ということになりますので、当然に身の丈に合った財政を我々は今までやってきたという自負を持っております。

また、繰上償還に関しましては、これも一部、わずかではありますがやっておるんですけれども、実際には、その繰上償還ができる自治体の財政力とかそういったものを考えたときに、垂井町の財政を特化してなかなか繰上償還が認めていただけない状況にあります。よって、そういったものを基金に回したり、あるいは後年度の財政に充てていくという形での今財政運営をしておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、私は3点についてお尋ねしたいと、このように思っております。

まず初めに、JRの電車の本数の増加と、また、大垣駅での乗りかえの解消、また、里山の整備、また、職員の健康管理等々でございます。

1番のJR東海の増発並びに大垣駅での乗りかえの解消でございますが、この問題につきましては、町長、我々も過去にも何度も質問しておりますが、何ら改良されていないということから、また今回お願いするものでございます。

また、垂井駅におきましては、南口、北口にそれぞれ待望のエレベーター等々も設置され、多くの方が利用されていると、このように思っております。また、垂井駅の利用者につきましても、1日6,000人近くの方が乗りおりしてみえると、このように思っておりますし、電車が、朝の通勤時間帯を除きますと8時台から1時間に2本というようなことで、いかにも垂井は田舎だなあと、このようにも思うわけでございます。このようなことでは、まだ垂井の発展もなかなか前に進んでいかないと、このように思います。

そんなようなことから、今回ぜひともまた要望するものでございますし、また、今、高齢化社会になるわけでございますので、電車利用もふえてくると、このように思っております。ぜひ電車本数の1時間に2本を、3本等々の増加でお願いしたいと、このように思いますし、我々考えますと、大垣どめの電車は、大垣で増結するような形でうまく運転してもらえんかなあと、このように思うわけでございますし、また、米原以西等に行ったときに、米原駅では対面ホームの利用となっております。このようなことから、沿線で構成されております市町村での要望等もあるわけでございますが、ぜひともこれらを強く要望していただきたいと、このように思っておりますし、また、垂井町の利用者、また、議会からも一緒に要望等も必要があれば行きたいと、このように思っております。また、垂井町もJR東海の株主でもあるわけでございますので、この株主の立場からも、ぜひお願いしておきます。また、この駅周辺整備には多くの税金等も投入しておるわけでございますので、ぜひ町長、前向きでそのようによろしくお願いしたいと思っております。

2番でございますが、里山の整備でございます。

垂井町の面積のおよそ60%は里山となっております。この里山は、現在、荒れに荒れておるわけでございます。ほとんどこの里山は民有林でございます。また、この山の境界がわかる方はどれだけ見えるでしょうか。ほとんどの方が山の境界は御存じがないのではないかと、このようにも思っております。また、高齢化社会が進行する中でございまして、立木の手入れは、なかなかされておらないというような形で放置されているのが現状ではないかと、このように思っております。また、林業経営者が垂井町にほとんど見えないのではないかと、このようにも思っております。でも、この里山は、我々の住環境におきまして、おいしい空気、また、水の源であります。今、この環境が、先ほど申しましたように、失いつつあるのが現状ではないでしょうか。

松の木は、1990年代に、マツノザイセンチュウにおきましてほとんど枯れてしまっております。また、近年は、夏に花が咲いたようにナラ枯れが発生し、シイ、カシ、ブナ等の木が枯れ

始めております。これは、体長5ミリ程度のカシノナガキクイムシにより媒介されまして、6月から8月にかけて、成虫が枯れ木から飛び出し、生育中の幹に穿入して産卵いたします。それとともに水分の上昇が停止し、梅雨明けの日照の強いときに枯れてしまうというようなことでございます。これをほうっておきますと、また数年のうちには根が腐って倒れ、災害の発生の源にもなると、このように思っております。

そのようなことから、このような状態が各地で広がっているわけでございますし、また、今、竹林の分布が拡大しております。社会から放置された耕作地、人工林等にじわじわと浸入しているのが実情ではないかと、このように思っております。竹は、1年に5メートルから10メートル拡大すると言われております。このように拡大することによって樹木と混生し、樹木は末に枯れてしまいます。また、枯れたところに植林しても、今はシカが新芽を食べてしまいますし、シカはこれだけではありません。田畑に入り、野菜を根こそぎに、また、イノシシ等はタケノコを、また、山を荒らし、畑では芋等を食べ荒らしますし、猿は果物を食べ荒らします。これが垂井町の今の里山の現況ではないか、このように思っております。

関係者は、何とか里山を守るべき施策を期待しているわけでございます。里山を守るべき間伐、また、ナラ枯れ等の処置を、マツクイムシ同様、町費、また、森林組合を利用して処理するようにしていただきたいと思っておりますし、また、垂井町の有害獣防除施設設置事業、垂井町例規集の第2巻の1,527ページにあらうかと思っておりますが、それらの見直し、補助対象事業の補助金のアップ等々を今後考えていただきたいと、このようにも思っておりますし、また、猟友会等々につきましても、これらの経費等の増額をお願いするものでございますし、おり等につきましても、今、通年利用ができないわけですね。また、これらを通年利用するようにお願いしたいと思っておりますし、おりを少しでも多く新年度に向けてつくっていただきたいと思っております。町長、課長の御意見をお伺いしておきます。

また、3の職員の健康管理でございます。この4月、定期異動後、半年が経過した今、異動した職員が途中退職、また、異動した職員が病気療養中で休職中と聞いておるわけでございますが、適材適所の異動であったかどうか。どの職場におきましても、職員は全体の奉仕者とし、公共の利益のため勤務していただかなければならないと、このように思っております。このような状況に至ったのは、町長、何か思い当たりはありませんか。和をもって、明るい、働きやすい職場でなくてはならないと思っております。町長も多忙で大変でございますが、職員との会話を多くとるように努力していただきたいと、このように思っております。

また、給食センターとかクリーンセンター、下水処理場、各保育園等々に足を運ばれて、また職員等と会話等もしていただいておりますかどうかお尋ねいたしますし、庁舎内におきましては、昨年、総合窓口となった現在、関係課におきまして、明るい職場、職員との和はとれているか、この辺をお尋ねしたいと、このように思っております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 10番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず1点目の公共交通の利便性の確保ということでございます。

議員もお話がありましたように、JR垂井駅に關しましては、かなりの改良工事を加えておりまして、自由通路、あるいは駅南・北広場、それぞれの完成を平成15年に見ておるところでございます。それ以降、バリアフリー構想等を進める中で、21年度には、やっと念願のエレベーターが南口、北口にそれぞれついたという形で、足腰の悪い方や、あるいは移動に大変な方等の利便性の向上を図っておるところでございます。

一方で、その利用者の数、議員の方からは6,000人というようなお話ございましたけれども、実質のところ、5,500人を切っておる状況でございます。なかなか6,000人までいかない状況でございます、ここら辺がやはりJRとの協議の中で必ず出てくる、乗降者がふえれば幾らでも便はふやしますよという話になってしまう一つのところでございます。

当然に、要望としましては、県が中心となって行っております鉄道問題研究会というのがございまして、各沿線市町、それから商工会議所等が入った中で、JR名古屋の東海事務所、本社の方で要望活動を行っておるところでございます。今までも何回か足を運んでおりますけれども、そういった中で、議員の御提案のあった乗りかえの不便の解消ということで、増結をしたり、あるいは対面交通、これらの提案も当局にはしてきたところでございますけれども、線の配線、構内の構造であるとか、列車利用の増便のことであるとかという形で、なかなか実現をしていないのが実情でございます。このことはもう何回も要望もいただいておりますし、我々も垂井の発展にこの公共交通が大きくかかわる、JRの増便、利便性の確保ということは町の発展に大きく影響するものという思いの中で取り組んでおるところでございますけれども、なかなかJRも簡単には応じてこないという状況が今ございます。これもやはり根気強くやっていきたいと思ひますし、それにはやはり利用者、乗客数を何とかふやす方法を考えられないかということかと思ひます。

今、議員のお話の中にもありました、例えば高齢者の足を確保するという部分で、今バスを走らせておりますけれども、ここら辺も将来的には見直す中で、駅を中心とした形で、駅とタイアップする中で人を運べるような状況、あるいは、この4月に梅谷片山トンネルが開通したわけでありまして、北からの導入、あるいは、今後南の養老サービスエリア関係の開発が進む中で南方面のアクセスをさらに考えたときに、南北からの客の呼び込みというか、利用者の増強ということも今後やはり一つ考えていく方策ではないかなというふうに思っております。やはりJRに物を強く言うには、その実績、人の乗降がないとなかなか言えないところがございます。前にもお話ししておりますが、この問題につきましては、ニワトリが先か、卵が先かという話にいつもなってしまうところがございます。何とか卵をたくさん産み、ニワトリがたくさんいるような状況をつくっていかねばいけないというふうに思っておりますけれども、なかなか決定打が出ない形でまことに申しわけなく思っておりますけれども、しかし、

だからといってあきらめるわけではなく、地道にまたしっかりと要望をかけていきたいと思っておりますので、よろしく御支援を賜りたいと思います。

それから、里山の整備につきましては、担当の方から説明をさせていただきます。

職員の健康管理についてでございますけれども、御指摘のように、現在、数名の職員が病気療養中で休職中でございます。精神的な病気であったり、体調の不良ということでございますけれども、精神的な病につきましてはなかなか原因が特定できないのが実情でございます。こちら辺で相談とかカウンセリング、そういった部分ができるような体制というのも、職員の配置等も1名おりますので、そこら辺をうまく使いながら、あるいは外部的にもカウンセラー等をお願いする中で、病院等のそういったクリニック等もお願いをしておるところでございます。

ただ、この心の病というのは、なかなかその原因、あるいは、いつになったら治るのかというのがはっきり特定できない非常に難しいところもございまして、これはやはり本人の気持が一番大事になってまいります。とって、この病気特有の、本人に対して頑張れというのは非常に難しい、酷な状況にありますので、やはり成り行きをしっかりとサポートしながら、本人が治療に当たっていただく、何とか立ち直っていただくということがまず第一になってくるんではないかなというふうに思っております。

常日ごろ、課長会を通じてですが、職員の健康管理、体調管理には十分目配り、気配りをしてほしいということは伝えておりますし、当然に職員も、執務に当たって、ひとりで抱え込むことのないように、できるだけチームプレーといいますか、お互いが支え合うような体制の中での職務の遂行ということも指示をしておるところでございます。こういったことの中で、何とか元気な職員によって運営をしていっていただきたいというふうに思っております。

施設の訪問につきましては、現在のところ、前は何ヵ所か回らせていただいたところがあるんですが、ここ最近はあまり回っておりません。これはまことに申しわけなく思っておりますけれども、今後やはり、定期的ではありませんが、必要に応じた形の中で職員とコミュニケーションを図り、問題点があれば解決をしていくというような体制はしっかりととっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この精神的なうつということに関しましては、やはりこれは今、垂井だけの問題ではなくて全国的な問題であるというふうに思います。自殺者もかなり出ているというような状況の中で、いろんな治療に当たっての連携というものは、各病院、あるいはクリニック等との連携をとりながら進めるところも大事かと思っております。保健センター等の相談等も含めながら、あるいはカウンセラーの相談等を生かしながら、何とかこれからも職員には健康な状態で頑張ってもらいたいと、その体制をしっかりとまた構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 10番議員の御質問の二つ目、里山整備についてお答えをいたします。

初めに、里山の現状でございます。

森林・林業をめぐる情勢につきましては、木材価格の低下や、山村地域の高齢化、過疎化の進展等により悪化し、人々の日常生活と密接なつながりをもって管理されてきました里山の管理が不十分となり、各地で荒廃の一途をたどっていると言える状況でございます。

近年は、手入れの行き届かない里山が増加したことにより、シカやイノシシ等の野生動物が里山を活動拠点とし、被害を増加させ、農林業振興上、深刻な課題となっているところでございます。しかし、同時に環境問題に対する意識の高まりや、豊かで安らぎのある生活環境を求める声の高まりから、森林整備に対する意識は高まりつつある状況でございます。

本町では、里山整備の一環といたしまして、平成18年度から計画的な団地間伐に積極的に取り組み、既に300ヘクタール以上の実績を上げているところでございます。一方、ナラ類やシイ、カシ類の樹木の集団枯死、通称ナラ枯れと言われるものでございますが、日本各地で被害が拡大しているところでございます。これらは、カシノナガキクイムシが病原菌を伝播することによって起こる樹木の伝染病であると言われております。議員は、これらの対応を町費でという御提言でございますが、山林所有者等から被害届、あるいは要望がございましたら、国の事業にございます森林病虫害等防除事業を活用し、マツクイムシ被害を初め、カシノナガキクイムシ等といった森林病虫害等を駆除するための伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入等に対し支援をすることは可能でございます。

また、有害獣防除施設設置事業補助金交付要綱の改正につきましては、現状、防護さく等の設置は普及してきてはいるわけでございますが、地域の方々からは、資材費用が高いなどの理由で導入をためらうというような声も聞き及んでいるところでございます。町といたしましては、自主的防護の一環として今後もこの事業を継続してまいりたいと考えております。そういったことから、補助率の見直しにつきましては、今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、この補助金の対象となります経費は、耕作者等が設置いたします防除施設及び捕獲に要する原材料の購入と定めており、考え方は、自分の農地、農作物等は自分で守っていただくということから、設置にかかります人件費等につきましては、補助対象経費に組み入れることは現時点では考えておりません。

さらに、おりの通年利用についてでございますが、有害鳥獣捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で決められた猟区、猟期以外に鳥獣捕獲は原則できないものとされているところでございます。例外的に知事の許可を得て捕獲を行うことは可能でございますが、猟期間中は狩猟で対応していただくのが基本でございます。この点、御理解を願いたいと存じます。

なお、被害報告や捕獲依頼件数、捕獲頭数も増加し、捕獲機材も不足ぎみでございます。これらにつきましては、新年度に向けて、おりの補充等の整備を行ってまいりたいと考えております。御理解を願いたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 11番 小林敏美君。

〔11番 小林敏美君登壇〕

11番（小林敏美君） 議長の許可を得ましたので、今回は2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、工業団地の誘致の進捗状況についてお伺いします。

町長はいつも、町の南玄関で栗原地区に誘致するとおっしゃっておられましたが、府中地区で予定されてみえるが、どのくらい進んでいるのかお聞かせください。また、どのように工業団地を何年計画で進められていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

第2問目、鳥獣被害の防止対策についてお伺いします。

ことしに入り、昨年より倍以上、イノシシやシカ、クマなどが出没していますが、農家の方々、また、町民の方も大変困っておられます。猟友会との話し合いはどのようにされているのか、お聞かせください。また、新年度に向けてどのくらい予算を組まれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、猟友会の方も高齢化が進んでいますが、これからどのように対処していくのか、いろいろお聞かせいただきたいと思います。担当課長並びに町長の御意見をお聞かせください。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 11番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目は、工業団地に係る進捗状況についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、現在町が進めております計画は、離山周辺地区でございます。昨年12月の農地法の改正によりまして転用条件が厳格化され、農地を農地以外に土地利用するための農政局との事前協議に、予想以上の時間を要しているのが現状でございます。

それでは、今日までの進捗状況について御報告させていただきます。

企業誘致の候補地区の選定につきましては、昨年5月、選定業務を開始し、12月に離山周辺地区を最優先候補地区と決定したところでございます。以後、地元と延べ4回の意見交換会、さらに2回の地区だよりを通じ、地権者との情報共有を図る中で進めてまいりました。農政局との1回目の協議は5月25日に行い、複数の候補地から離山地区選定の経緯を説明するとともに、今回の計画が農村地域の振興に寄与し、農用地利用集積の推進にも資するため、やむを得ず非農業的土地利用へ転換する旨を説明し、国の方へ理解を求めてきたところでございます。そして今日まで、9月、11月と、都合3回の協議を行ってまいりました。

その協議の主な内容でございますが、計画地であります府中の離山地区でございますが、この地区は国営で造成された西濃用水の受益地であり、公費の公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、西濃用水の受益地以外で検討し、その上で、代替候補地がないことの説明だとか、あるいは今計画が、面積が約12ヘクタールでございます。この12ヘクタールの根拠について、さらには転用予定地の担い手経営面積の減少分の対処方法等々が論点となったところでございます。

いずれにいたしましても、現在の進みぐあいが目に見える形で出てこないことから、議員も御心配いただいているところでございますが、今後の取り組みにつきましては、前々から農政協議の見通しが立ってから次のステップに進むとしておりますが、私ども担当では、農政局との事前協議も詰めの段階に来ていると判断しており、もうしばらくで国の方向性も示されると思っているところでございます。

なお、この協議が順調に進みましても、平成23年度の工事着手は困難でございます。こういったことから、地元地権者等が心配をされております平成23年度の作物等の作付につきましては影響ない旨を、この後、離山周辺地区だよりナンバー3でお伝えをしていく予定をいたしているところでございます。

次に、鳥獣害の被害防止対策についてお答えをいたします。

まず被害の現状でございます。中山間地域を中心に、農林作物の被害が年々拡大し、ひいては農家の生産意欲の衰退、あるいは耕作放棄地の増加にもつながりかねず、議員申されるように、農林振興上、深刻な問題となっているところでございます。さらに、狩猟人口は減り、狩猟者も高齢化しており、十分捕獲できないエリアが今後町内にも出てくるおそれがございます。

被害の傾向といたしましては、イノシシにつきましては中山間地域で深刻で、7月から10月に水稻等の被害が発生しておりますし、4月から5月にかけてはタケノコの食害が最も多くなっているところでございます。近年は被害地域、目撃地域も拡大し、生息数の増加がうかがえるところでございます。シカについては、中山間地域を中心に、年間を通じて発生をしておりますし、特に水稻、麦、大豆等の被害が多く、近年は住宅地付近でも目撃され、捕獲頭数もふえ、生息数の増加がうかがえるところでございます。猿につきましては、野菜、果樹の食害を中心に、年間を通し発生し、近年は住宅地での目撃も増加し、民家への侵入や人的被害も予想されるところでございます。

次に、捕獲の実績でございますが、シカ、イノシシ合わせまして、20年度は55頭、21年度が59頭、22年度は36頭でございますが、本年はクマ2頭も捕獲されているところでございます。さらに、車などにはねられたりした有害獣の処理数を加えますと、21年度は何と125頭、22年度は、現在101頭となっているところでございます。

次に、被害が増加した原因でございますが、一つには、人の居住地が拡大し、動物との接触機会が増加したこと、二つ目には、えさ場や隠れ場所となる耕作放棄地が増加したこと、三つ目には、雪が少なくなったこと、少雪化ですとか暖冬傾向により生息適地が拡大したこと、四つ目が、森林生産活動の低迷により里山が荒廃したこと、五つ目が、狩猟者の減少や高齢化などに伴い捕獲圧が低下し、シカやイノシシなどの個体数が増加したことなどが上げられるところでございます。

なお、これらの被害防止の取り組みにおきましては、町猟友会への捕獲依頼、そのほかですと、耕作者が設置いたします防除施設等への経費助成を行っているところでございます。

そこで、お尋ねの今後の対応策でございますが、シカやイノシシ等が農地や住宅地までおり

てくるようになったのは、里山が荒れ、緩衝帯として機能しなくなったことが原因とも言われているところでございます。そこで、新たな鳥獣害対策のモデル事業として、里山整備を今後検討してまいりたいと考えております。さらには、担い手確保のため、狩猟免許の取得誘導と捕獲従事者の育成を図るため、狩猟免許取得にかかります経費助成につきましても、新年度予算に向け、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。そのほか、捕獲機材の整備、あるいは集落ぐるみの防護さく設置推進等を図っていきたいと思います。

なかなか有効な対策が見つからないのも現実でございます。被害の根本的な原因でもございます集落環境の改善、つまり地域ぐるみの環境整備につきましては、今後、地域の方々を対象にした講習会、あるいは研修会の実施による自主的な防除対策の推進とあわせまして、情報の収集、提供を行い、地域における鳥獣対策を担う体制づくり、人づくりを推進し、計画的な被害防止に努めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を願いたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 11番 小林敏美君。

〔11番 小林敏美君登壇〕

11番（小林敏美君） 再質問させていただきます。

工業団地の件でございますが、農政局へ何回ぐらい行かれたのか。1回ではあかんと思うんです。町長みずから乗り出すべきじゃないかなと私は思っております。

それと、まず鳥獣被害の防止対策ですが、垂井町はどれぐらい予算を使っておるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それと、また、今は猟友会のメンバーが少なくなると言われておるので、百姓の方、営農組合の方々にお願いしてやられると思うんですが、そこら辺のことをもうちょっと詳しくお聞かせください。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 11番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

企業誘致の団地造成に関する、足を運べということでございますけれども、やはりこれは適宜行っております。数につきましては、今3回と言いましたが、それ以前にも、そのほかにも県との協議等、何回も重ね、下準備を重ねた上で東海農政局と準備をしておるということでございます。

議員は、町長みずから出向けというお話でございますけれども、やはりタイミングというのがございます。今の段階、やはりまだ下準備というか、27号計画をつくっていくための下準備の段階でございます。この段階でやはりしっかりとした地ならしをしておくことが必要でございますので、いきなりトップという話ではないというふうに思っております。そこら辺は、といいつつも、私が全く出ていかないわけではなくて、必要に応じて、これは出ていかないと話が前へ進まない、あるいは、何としてでも進めるんだという必要があれば、当然に出てい

かなければなりませんけれども、今はまだその段階ではないと、現場サイドともそういう話をしておるところでございます。

一方、やはり外からしっかり圧力をかけるということも必要であって、そういった体制づくりに、今私としては、私自身が動くというよりも、そこに意を尽くしておるところがございます。そういった形の中で何とか、先ほど担当も申しましたけれども、一つの山場をやっと迎えつつあるところがございます。これをしっかりと乗り越えて次のステップに進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鳥獣被害に関する具体的なことは、担当から補足説明をさせます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 11番議員の再度の御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、駆除隊を含めた有害鳥獣駆除に係ります予算関係でございます。保険料、あるいは町が委託しております駆除隊の委託料を含めまして、約170万円でございます。これにつきましては、出来高といたしますか、捕獲した報償も含めての金額でございます。

なお、駆除隊は現在7名で、70歳以上の方が3名というような編成になっております。

また、今後の対応でございますが、このように有害鳥獣を駆除していただく担い手を育成することが必要であるということから、今後は、新年度予算編成に向けてでございますが、集落で、あるいは営農組織で、このような免許取得者が増加するような形をお願いをしていきたいと、かように考えているところがございます。よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

2点ありますが、まず1点目は、町長の初心についてということで質問させていただきます。

初心といたしますのは、町長が町長になろうと思われたときの初期の気持ちということであります。中川町長は、8年前、垂井町議会議員を1期4年された後、垂井町長選に出馬され、見事当選されました。私も8年前に垂井町議会議員に立候補させていただき、当選させていただいたんですが、垂井町議会議員になればいろんなことをしたいなと、あれもしたい、これもしたいといろいろ思ったんですが、一般質問や町長との話の中で、いろんな提案もいたしました。結局はほとんどできないのが現状でありました。したがって、今度は違う立場で頑張っていきたいなと、そういうふうに思っております。

中川町長も、町長というステージでやってみたいと、そういうふうに思われたんだと思います。垂井町長選挙に立候補しようと思われたのはなぜかなというふうにも考えました。町長の議員時代の活動、実績はよく知りませんが、一つだけ聞いたことがあります。それは一般質問でしたが、北部のバイパス、これは県道赤坂垂井線、岐阜関ヶ原線、この北部のバイパスの両側50メートルを市街化区域にしてはどうかと、こういった部分、多分準工業とか言われたと思

うんですが、そういうふうな思いもあり質問されたと思うんですが、御存じのように、北部バイパスは、垂井町は約5,000メートルあるんですが、そのうちの700メートルが住居系の市街化区域であり、残りはすべて市街化調整区域であります。市街化調整区域の場所では、住宅はもちろん、工場、店舗等の建築はかなり厳しく制限されております。これは現在も、中川町長にかわっても、現在は何も変わってはおりませんが。

町長には、予算案の作成権、予算の執行権、人事権、新しい条例をつくる提案権、それから条例改正の出す権利、それらたくさんの権限があります。そこで、中川町長は町長になり、議員でできなかったことをしたくて垂井の町長に立候補されたんだと私は思います。

そこで質問であります、中川町長は、8年前、どういうことをしたくて町長に立候補しようとしたのか。

2番目、それでどのようなことをされたのか。それと、それがどれぐらいできたのかということをお聞きします。

3番目、この前の9月の定例会で中川町長は、来年の統一地方選挙において、再度出馬されるという意思表示をされました。今度はどのようなことをしたくて町長に立候補されるのか、その思いをお聞きします。町長になりたいだけではなくて、何かやっぱりしたいことがあると思うんですが、それをお聞きしたいと思います。

それから4番目、垂井町議会では、下水道問題に関しまして研究会を設けまして、そこで私たち、勉強というか研究をやっておるんでありますが、なぜ今かといいますと、現在、認可区域というのがありまして、これは平成22年度で終了するわけであります。今後、平成23年度からをどういうふうにしようかというふうな話であります、当初、垂井町は、全垂井町すべてを公共下水道で賄うと、全町といいますとあれですが、梅谷と伊吹の農業集落排水の完備されておるところは別だということで、残りの地域を全部公共下水道でやろうということであります。これを当初どおり進めていくのか、それとも、今現在下水道の借金だけで64億あるとか聞きましたが、さらに借金をし、返済もやっていきますが、全町やっていくのか、それとも規模を縮小してやっていくのか、それとも今年度でやめてしまうのか、この辺、町長の強いリーダーシップで進めていただきたいと思います。私たちも、この中身につきましては議会で決めますが、町長は町長なりのお考えがあると思いますので、その町長の気持ちをお聞きいたします。

大きく2番目、一括交付金について質問させていただきます。

国では、来年度から5,000億円を都道府県に一括交付金として交付すると。この一括交付金といいますのは、自由に使えるお金であります。再来年度は、市町村にも5,000億円規模で一括交付金を支給するということではありますが、今までは補助金という形で交付金をもらい、それによって何かの事業をしようと。それで、例えば全額補助もあれば、10%補助というのもあるかもわかりません。そういう中で、ある程度広く、秩序ある使い方がされてきたわけですが、この前の形では、したいことができなかったと、補助金がなければできないというこ

とがありますからできなかつたんですが、今後は自由にやっていけるわけであります。

町長にそこでお伺いいたします。まずこの一括交付金制度、これについてどう思われているか、いいとか悪いとかで結構ですが。

それと次に2番目、この制度が再来年度には実現されるんですが、そのときに自由に使えるお金があるとすれば、町長は何を一番先にやりたいかということをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさに身の引き締まる初心についてということでございますけれども、来年4月で4年の任期が終わるわけでございますけれども、引き続き町政を担わせていただきたいと、さきの9月定例議会で再出馬について表明をさせていただきました。

2期8年を振り返って、初心についてのお尋ねということでありまして、振り返って考えてみますと、1期目の立候補時と2期目の立候補時では、町政に当たる自分の気持ち、思いというものは変わっていないと思いますけれども、置かれている状況は随分変わったと思っております。

1期目の立候補に当たっては、大垣市を中心とした合併協議の真っ最中でありました。議員時代から合併には積極的な立場でありました。もし合併が実現すれば、町がなくなり、町長という立場もなくなる、そんな不安もありましたけれども、それをさておいても立候補に踏み切ったというには、その当時の私の思いとして、当時といいますか、垂井町の民度、住民の思い、民度をもっと上げたい。つまり、意思決定をみずからの責任で行うことができるまちにしていきたいという思いが非常に強かったと思っております。

当時、私の目に映っていた町政というのは、どこか一方通行的な、住民目線と少しずれたような、住民が十分な意思判断できていないようなまちに映っておりました。何とか変えたいという思いが、変えよう、垂井を変えようというスローガンになったものであると思っております。

合併協議に関しましては、最終的には住民の意向を郵送による意向調査によって判断し、合併を断念し、単独でのまちづくりを選択したことは御存じのとおりかと思っております。その後は、行財政改革に取り組み、さまざまな取り組みをまいりましたが、それは現在にも至っていると思っております。

さて、そういった中で2期目の挑戦となるわけでありまして、やはり単独での町政運営をいかに進めるかということがかぎになってまいりました。少子・高齢社会にどう向き合っていくのか、地方分権が進められる中で、どう基礎自治体は対応していくのか、さまざまな問題がありましたが、まず自立していくための活力、みんなで支え合っている安全・安心のまち、次世代に引き継ぐための環境問題、また、それらを支える精神的支柱としての思いやりの

心、このことを中心にまちづくりを進めなければならないという考えを持ちました。このことは、さきの4年前の選挙のときの私の政策に対する思いという部分で述べておるところでございます。具体的には企業誘致であり、道路等のインフラ整備、幼保一元化や自主防災活動の支援、ごみ減量化や循環型社会の構築などが上げられると思います。また、これらを進める手助けとして、まちづくり基本条例の制定の必要性を考えたところですが、おかげさまで、この4月から施行する運びとなっております。

達成率につきましては、まだまだ十分ではないと思っておりますが、それぞれの施策については、芽だしの状況が終わり、やっと実施に向けて取り組みが始まったところであります。

3期目の課題は、やはり今まで述べたこの懸案事項、懸案事業を確実に進めていく、このことが大事であるというふうに認識をしております。

また、先ほど、町長は予算編成権、執行権、人事権等たくさんある、条例もあるというお話がありましたが、条例につきましては、議員の方も提案権等がございますので、つくっていただけたと思いますけれども、これを考えるときに、たくさんの権限を持っている、だからこそ、その執行に当たっては独善に陥らず、しっかりと状況を見きわめて判断しなければならないと考えております。

鹿児島県の阿久根市のように、裁判所の判決に従わない、議会を開かず専決で対応する市長が見えます。こういった強引な手法も、一部それを認める市民の方もお見えになりますが、私はこの手法についてはいかなものかという思いを持っております。強引さも時には必要でありましょうが、それはやはり独善に陥ってはいけません。その独善に陥らないためには、やはり情報の交換、意見の交換等をしっかりする必要がある。その中で、最終的に私の町長の責任として物事を判断させていただきたい、そんな思いでこれからも町政運営に当たっていきたいと考えております。

最後に、下水のことが具体的に話が出てまいりましたが、このことにつきましては、現在、議会においても、現状の分析と今後の進む方向を一緒に検討しておっていただいております。こういった不況下の中、また、財政状況も先行きが非常に不透明という中で、なお一層の予算確保が厳しい状況になってきております。しかしながら、下水道事業というのは、我々の環境あるいは生活圏を守る大切なインフラ整備事業だという認識をしております。今後、人口減少等によって社会経済状況の変化にしっかりと対応しながら、下水道計画を定期的に、または適宜点検するとともに、見直しをしながら汚水処理施設との連携をし、状況の変化に対応して進めていきたい。

この下水を浄化する部分につきましては、公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽の事業と、3本の柱で今進めておりますけれども、全町公共下水という話で進めておりますけれども、やはりこれは、今言ったように財政が非常に厳しい状況にある中で、すべてというふうにはいかない部分もあるかと思っております。ただ、待ってみえる方も当然に見えるわけですので、そこら辺の判断をしながら、一方で、1軒か2軒しかないところに何百万円、何千万

円もかけて迎えに行くのか、それが本当に効率的なのかと、そういったこともこれから考えていかなければならないと思います。そういったケース・バイ・ケースのことをしっかり考えながら、今後の下水道事業を進めていかなければならないという思いでございますが、やはり、まず差し当たって、この平成16年度に事業認可を受けておる事業が本年度で終了するわけで、次の拡大認可を何とか取得し、この次の7年間の拡大事業は進めていきたいというふうに考えております。その中で、次に向かう事業の中でどの部分をしっかりと見直していくのかと、そこら辺をまた検討していきたい。このことはまた議会でもしっかりと一緒に議論をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

一括交付金制度につきましては、財源の関係もございまして、担当課長の方から補足説明として説明をさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 6番議員の二つ目の質問の一括交付金について、私の方からお答えをさせていただきますと存じます。

御存じのように、国から地方へのひもつき補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金制度の創設が検討されているところでございます。現在のところ、論点となっております廃止するひもつき補助金の範囲、あるいは交付金の使途のくくり方、市町村への配分、はたまた地方の自由度等について、まだ具体化されておらない部分がございます。そういった状況の中で、この一括交付金、いいのか悪いのかという評価については、今現時点ではできないという状況でございます。この制度の内容が明確になった段階におきまして、使途については事業を特定していくような方向で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 再質問させていただきます。

ちょうど町長の答弁を聞いている間に思い出したんですが、中川町長は、議員時代にされた活動の中で、温泉問題があったんですね。当時は、それに対して、中川町長は断固反対されたというふうに聞いております。中川町長は、町長になられて8年たちますが、それは、当時議員時代に反対したのが足かせになって、8年間温泉に手をつけられなかったのか、それとも違う思いで温泉に手をつけられていないのかということではありますが、町長は、前に僕のこの質問に対して言われたことがあるんですね。議員時代の考えと町長になったときの考えは変わるんだと、立場が変われば考えも変わるんだと、そういうふうに言われたことがあります。ですから、そういう意味で、今、温泉問題はもっと積極的に進められてもいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますが、それについて町長の思いをお聞かせください。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今まさに思いつかれた質問かなということでございますけれども、温泉問題、確かに議員時代、反対をしておりました。ただ、当時その署名集めといいますか、アンケートをとったりしたことも思い出しますが、仲間の議員が4人お見えになって、ただ4人が全く同じ思いで反対活動をしたかという、今思い返してみますと、それぞれの立場でばらばらであったと、その形としては目指すところは違ったのではないかなと。完全廃止から、私はどちらかという、先ほど言いました、民度というか、その思い、住民の思いをもっとくみ上げるべきだと。その中で、進め方が一方的ではないかという思いで反対をしておったわけでありましてけれども、ですから温泉水は利活用していいのではないかなという思いであります。メンバーの中には、いや、温泉は全く要らないんだ、つぶしてしまえという意見もあった、そういった中で進めてきました。

ですから、この議員時代に反対したことが今温泉をとめておる、足かせになっておるかという、全くそういう思いではありません。先ほども温泉についての質問がございましたけれども、やはりこういった経済状況の中で、町が施設をつくってまで直接運営に当たるのはどうかという思いは絶えず持っておりますが、とって、全く使わないのではなくて、うまく既存の施設で利用したり、あるいは民間企業が温泉等を開湯する場合に、そこに温泉水を売って使っていただくとか、そういうようなことも可能であると。温泉水をうまく使っていくことにはやぶさかでない、そういう状況で私は対応してきたつもりでございます。ですから、議員活動の反対が温泉の利用を足どめしておるかという、そういうことではないというふうに私は思っております。

また、首長と議員の感覚の違いというのは、これはもう、まさに執行する側と、それからそれを精査する側という立場がありますので、やはり執行する側の苦勞というものを、議員とは違う苦勞として感じたところでございます。そのことを何らかのときにお話をしたのではないかなというふうに思いますけれども、実際にやはり議員と首長、その立場の違いによって重きも、また、考えるところも違ってくる部分は確かにあると思っております。

議長（衣斐弘修君） 4番 栗田利朗君。

〔4番 栗田利朗君登壇〕

4番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

文化財についてですけれども、私は6月の一般質問で、人口3万人に満たない我が町ではありますが、歴史的背景もあり、有形、無形など含めると、80の多くの文化財（国、県、町指定）が垂井町にはあります。また、町指定の文化財になってもよいと思われる価値の高いものもたくさんありますと発言させていただいた経緯があります。一例を挙げますと、黒田長政がお礼に植えたと言われている岩手五明稲荷のイチョウの木（樹齢400年以上）、岩手弾正が住

まいにしていた漆原のオオツバキ（樹齢450年以上）。現在、イチヨウの木とオオツバキは弱っています。もっと早く町指定文化財にして保護すべきではなかったかと思われませんが、いかがでしょうか。

建造物も、築何百年という古い建物も垂井町にはあります。その一つには、竹中半兵衛重治の孫、重常が1663年に建てた禅幢寺（築347年）があります。また、年代は新しいが価値のある重要な文化財もあります。大滝の明傳寺に安置してある親鸞聖人御一代木像について。木像は昭和元年より7年間にわたって彫刻されたもので、親鸞の誕生から入滅に至るまでを22面、木像44体あります。彫刻した方は、滋賀県米原市上入の彫刻師、森丹溪という名のある人で、日本がパリ万博に出展したとき、仏像を彫刻した人物でもあります。大滝青羅公園の一角に彫刻作業所をつくり、完成したものであります。木彫りで生涯をつくられたものは、全国で唯一のものであります。

今申し上げましたのはほんの一例で、まだまだ町指定文化財に押し上げてよいものが本当にたくさんあります。垂井町教育委員会事務局事務分掌規則第5条生涯学習課文化財係、1．文化財の調査及び保護に関すること。2．埋蔵文化財の調査、保護及び整備に関すること。3．文化財審議会に関すること。4．文化財保護団体との協力に関すること。5．その他文化財に関することとなっていました。今年度からは、垂井町タルイピアセンター管理運営に関する規則分掌事務管理係に変わり、見直されました。

そこでお伺いします。平成19年4月12日以来3年8ヵ月、町指定の文化財は出ていません。あれもこれもとむやみやたらに町の文化財にすると値打ちがなくなるからでしょうか。そういう考え方、思いがおありでしょうか、お尋ねします。

町指定の文化財となる場合の手続、あるいは基準、条件等はどのようになっていますか。住民からの申請が提出されて、どこの場で検討されるのでしょうか。住民からの申請がなくても、すばらしいものであれば検討されることもありますか。それは文化財審議会ですか、教育委員会ですか。審議会は、年何回開かれていますか。委員は条例で7名以内となっていますが、現在は何名ですか。また、文化財に詳しい専門家の人ばかりでしょうか。委員の人たちだけで町指定の文化財は決まるのですか。最終的にはどういう経緯で、どなたが決定されるのか、お尋ねします。

現在、文化財となっているものでも、価値の高い文化財などは、県指定、あるいは国指定の文化財に押し上げるつもりはありますか。また、そういった働き、努力をなされたことはあるのでしょうか、お尋ねします。

垂井祭り曳軸3基は県指定、垂井曳軸祭り子供歌舞伎は町指定となっていますが、これを一気に国指定の文化財に持っていく働きかけをしてみたいかでしょうか。そうすれば、垂井町はもっと活性化すると思いますが、いかがでしょうか。

文化財は町の財産であり、宝でもあります。もっともっと文化財の掘り起こしに努力されるお考えはおありでしょうか。中川町長の所見をお伺いします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 4番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

垂井町での文化財の指定につきましては、垂井町文化財の保護に関する条例に定められております。所有者の申請に基づいて、垂井町教育委員会が指定をしております。指定を行う際の基準といたしましては、垂井町にとって価値の高いものとなっており、この価値判断を行うに当たっては、垂井町文化財審議会に諮問し、意見をいただいております。教育委員会では、審議会の意見を参考にしながら、指定を行うかどうかを決定いたします。また、申請を行うのは所有者であり、所有者の同意がなければ指定はできません。

文化財審議会の開催については、特に規定はなされていませんが、年1回以上、必要に応じて開催をしています。委員については、条例の規定に従い、7名の、いずれも文化財に対する学識の豊かな町内の方をお願いをしております。また、指定物件を審議する際や、指定外の文化財についても、課題と思われる物件があれば、直接現地へ出向いて確認の行為を行っております。

町指定の文化財を上位の指定に押し上げた例といたしましては、近年では、美濃国府跡の例があります。この遺跡については、13年間もの発掘調査を行い、当初の指定地とは異なる場所で遺跡が発見されました。このため、遺跡の所在地を、国指定史跡美濃国府跡とし、当初の指定地を美濃国府跡伝承地として再指定を行っております。このほかには、天然記念物美濃路の松並木など、上位の指定に該当するかを県教育委員会に打診しましたが、年代や規模において基準に達していないとのことで、上位の指定は現在のところ受けられておりません。

垂井曳軸祭りの国指定を受けることに関しましても、県教育委員会へ問い合わせをしてみましたが、国指定を受けるには、県、市町村から申請を上げるという形ではなく、国からの打診に基づいて指定されるため、県、市町村で行う指定の仕方とは異なっております。国指定を受けることは大変難しいことではありますが、機会をとらえて文化庁の調査官の来庁を請い、垂井曳軸祭りのよさをアピールしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 4番 栗田利朗君。

〔4番 栗田利朗君登壇〕

4番（栗田利朗君） ただいま審議会は年1回で、委員は7名とお聞きしました。年1回で十分だと思いませんか。それで文化財の掘り起こしにつながりますか、お尋ねします。

また、曳軸祭りについても御答弁をいただきましたけれども、垂井曳軸祭りが国の重要文化財に指定されると、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定をいただければ、国から5割の補助金が出ます。まちづくり交付金を利用すれば、国から4割の補助金が出ます。

先日、岐阜城と金華山が国の文化財に指定されることになったと発表がありました。垂井町もいろいろ問題はあると思いますが、努力をしてみたいかがでしょうか、お伺いします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 4番議員の再質問についてお答えをいたします。

文化財審議会委員につきましては、さきに触れさせていただきましたが、垂井町文化財の保護に関する条例に基づきまして、審議会は7名以内で組織すると定めています。近隣市町村などと比較をしましても、垂井町における委員の構成メンバー的にはバランスがとれたものと考えておるところでございます。しかしながら、文化財の諸問題の解決に向けて、審議会回数の見直しなどを今後考えていきたいということを思っております。

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律につきましては、一般的には歴史まちづくり法と言っておりますが、この制度を活用した交付金を得るためには、国の指定文化財をもとにした一定の条件を整える必要がありますので、そのためには、文化財に対する調査・研究、また、住民の方々の理解が必要であるものと思っております。

歴史と文化のあふれるまちを創造していくためにも、皆様により一層の御理解と御協力をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後3時といたします。

午後2時42分 休憩

午後3時00分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 末政京子君。

〔8番 末政京子君登壇〕

8番（末政京子君） 最後になりましたけど、よろしくお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、これより福祉行政3点について質問させていただきます。

第1点目に、新しい福祉の推進として、うつ病対策についてお伺いします。

現在、多様化する社会環境の中でストレスが蔓延し、うつ病による自殺を初め、児童虐待事件、ひとり暮らしの高齢者の孤独死などが増加し、国民の健康を守る上で深刻な問題が頻発しております。これまでの制度では対応し切れなかったこうした患者の人たちに福祉の光を当てるには、年金、医療、介護など、従来の社会保障の拡充とともに新しい福祉の必要性を訴えたいのであります。今や国民病と言われるうつ病。厚生労働省が昨年12月に発表したうつ病に関する患者調査報告によりますと、全国患者数の統計数の推移として、14年前の1996年は約43万人が、2008年までの12年間で2.4倍の約104万人と急増しております。さらに、この統計にあらわれない有病者数は約250万人で、これは人口の約2%に当たり、うつ病を含む気分障害は今や1,000万人を超え、10人に1人という身近に潜むものとなっており、深刻な実態であります。また、平成22年版の自殺対策白書によると、日本は、欧米先進国と比較すると世界一の自殺率

となっており、世界第6位の自殺率の高さです。

昨年の自殺者数は3万2,845人に達し、6,500人がうつ病が動機とされています。自殺の原因、動機は健康問題が65%と最も多く、次に経済、生活問題で34%と続き、家庭問題で17%となっております。この中で健康問題の内訳は、病気の悩み、影響、うつ病が43%で最も多く、自殺対策をする上でうつ病対策の重要性が浮き彫りになっています。うつ病は、単に気持ちが落ち込むうつとは違い、脳の神経伝達物質のアンバランスを背景に持つ身体の病気であり、心の弱さなどから起きるものではなく、むしろ普通の人なら途中で投げ出すところを限界まで頑張り続けてしまうからうつ病になるとも言われ、うつ病は過剰な頑張りや極端な完璧主義を求める社会の防衛反応と見る医師もいます。うつ病の発症はさまざまで、だれでもかかる可能性がある病であり、心の風邪とも呼ばれる理由もそこにあります。しかし、必ず治せる病でもあります。

また、うつ病患者は女性の方に多く、産後うつに関する認知度も低いという現状です。無事に出産しても、思うように子育てができず、自分を責めたり、ストレスがたまった末に子供を虐待してしまう母親がいます。いずれも産後うつの症状であり、出産後の女性の約1割が発症すると推測されております。

このように、うつ病を発症する原因や病気の形態もさまざまで、複雑であります。この病気によって引きこもりや不登校、更年期障害、自律神経の不調、さらには対人恐怖症や、働きたくても働けない、外出もできないという不安感につながり、本人も家族も悩む状況になってまいります。

さらに、労働実態として、昨年の4月から12月までのわずか8ヵ月間で、精神疾患による労災補償を請求した件数は、新聞報道によりますと857件と報告され、これは前年比の2割増加であります。このことから、就労者のうつ病などの増加傾向が指摘されております。

うつ病の治療には、これまでの薬物療法に加え、公明党が平成20年に認知行動療法などを盛り込んだ総合うつ対策をまとめ、取り組んできた結果、今年度の診療報酬改定により、認知行動療法に健康保険が適用されることになりました。うつ病などの精神疾患は、本人の自覚がないままに重篤化することが多いことから、心の病の自覚を促すための検査は、重要な対策の一つです。

先進事例として、鹿児島県さつま町では、町民を対象に、うつ症状を早期に知るための心の健康診査として、うつ病の正しい知識や相談の呼びかけ、うつ症状がある人への対応方法など、わかりやすく紹介したパンフレット「こころのお天気だより」を毎年全戸に配布、さらに町民の集会や高齢者のサークルなど、住民が集まる場に職員が出向き、うつ病や自殺防止への啓発を行っています。

また、特定健診や介護予防健診などの会場で、受診者を対象にアンケートに答える形で、自分の心の状態を評価する心の健康診査実施などの対策が行われております。うつ病患者に対しては、早期発見、早期治療はもちろん、本人だけでなく、家族など周りの人間も正しい認識を

持つことが必要であると思います。よって、職場復帰への支援や、病院に行けず悩んでいる人が早期に相談、受診ができる仕組みづくりなど、医療機関や職場、県、市町などの連携のもと、取り組みを進めていく必要があると思います。

そこで、うつ病対策として以下の項目についてお伺いします。

1. 今後どのような取り組みを進めていくお考えなのか、当町の見解をお伺いします。
2. うつ病に対する正しい知識の周知や、相談窓口の設置についてお伺いします。
3. 広報などを活用した周知徹底と早期発見のための自己チェックシートの掲載についてどのようなお考えなのか、お聞かせください。
4. 産後のうつ対策についてのお考えをお伺いします。

大きい第2点目に、がん対策の推進として、妊婦健康診査時におけるHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査導入についてお伺いします。

皆さんは、HTLV-1ウイルスを御存じでしょうか。HTLV-1は、致死率の高い血液のがんで、1985年にHTLV-1に対する抗体が測定できるようになり、感染が確認できるようになりました。1990年の調査では、感染によるキャリアは全国で120万人、世界では1,000万から2,000万人いると推定されております。現在では、特定地域の風土病ではなく、全国的に感染者が広がっております。ATL（成人T細胞白血病）とは、このHTLV-1ウイルスが原因で発症するT細胞白血病です。発病年齢の平均は55歳から60歳で、比較的男性に多く発病し、年間1,000人が亡くなっております。また、HAMとは、HTLV-1によって脊髄が傷つけられて麻痺が起こる病気と考えられています。自覚症状の第1段階は、徐々に進行する歩行障害で、足がもつれて歩きにくくなります。歩行障害が進行すると、両手つえ、車いすが必要となります。並行して、排尿障害や便秘などの症状があります。重症例では、両下肢の完全麻痺、筋力低下による座位障害で、寝たきりになります。

厚生労働省によると、ウイルスの主な感染経路は、子供への母乳を介した母子感染が6割以上を占め、男性から女性への性感染が2割程度と報告されております。現在、血液感染はほとんどないと言われております。

このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年間と期間が長いことです。HTLV-1のキャリアの母親が赤ちゃんに母乳を6ヵ月以上与えた場合の感染率は20%、短期間の授乳で5～7%、人工ミルクのみの場合は3～5%しか感染しないとされております。実際、鹿児島県では、妊婦健診で陽性となった方に授乳指導を行い、感染を抑制しております。そして現在、このHTLV-1に対する治療薬は開発されていないということです。そのため、自分自身がキャリアであることを知らずに子供を母乳で育て、数年後に自身が発病して初めて我が子に感染してしまったことを知らされるお母さんの苦悩は、言葉では言いあらわせません。もし妊娠中に感染していることがわかれば、母乳を与える期間を短くして、子供への感染が防げたかもしれません。このようなことが起きないためにも、母子感染を防ぐために、妊婦健診時のHTLV-1抗体検査・スクリーニングを実施すべきと思います。

ことし6月に厚生省から、自治体の母子保健主管部長あてに、妊婦に対して周知をするように通達が出ております。また、10月6日には、厚生労働省は、H T L V - 1の母子感染を防止するため、同ウイルスの抗体検査を妊婦健診時の標準的な検査項目に追加し、公費負担で実施するよう各自治体に通知しました。これにより、全国で感染拡大防止対策が実施されることとなります。14回の無料妊婦健診は、既に血液検査が無料で行われております。他の市町村では、今年度から妊婦健診時の無料抗体検査を始められ、患者に対して相談窓口を設置している自治体があります。低予算ですぐでも始められ、多くの命を救うことのできる有効な手段であり、ぜひとも推進していただきたいと思い、当町として以下の項目について見解をお伺いします。

1．妊婦健診時のH T L V - 1抗体検査の必要性について、当町の見解をお伺いします。

2．母子手帳配布時にH T L V - 1ウイルスについての正しい知識や、抗体検査を受けるように勧奨するチラシの配布をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

3．現在、治療法が確立していないため、妊婦健診でキャリアと判明した場合に、精神的なケアは欠かせません。住民の不安を解消できるよう、感染者への差別をなくすために、保健師などの研修を行い、相談体制を確立すべきと思いますが、いかがでしょうか。

4．まだよく知られていないH T L V - 1について、住民への周知徹底の情報として、広報などへの掲載とともに、相談窓口の設置について、当町の見解をお伺いします。

5．妊産婦健診時のH T L V - 1抗体検査の推進と公費助成についてお伺いします。

最後の第3点目に、当町における5歳児健診の必要性についてお伺いします。

現在の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により市町村が行い、対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診となっております。近年増加している発達障害を考えた場合、3歳児健診から就学前健診の開き過ぎが指摘されております。

発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要であり、5歳程度になると健診で発見できることが多いようですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いとも言われております。3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったとしても、保育所や幼稚園で集団生活を行うようになって、保育士や教諭から集団行動がとれないなどの問題を指摘される幼児などもいます。しかし、運動や言語の発達が良好の場合、友達とうまくかかわれないなどの行動を3歳児健診で指摘するには限界があり、集団生活をする年齢、5歳程度にならないと適切に指摘はできない、大脳発達段階に起因した問題です。発達障害は、対応がおくれると、それだけ症状が進むとも言われています。就学前健診でお子さんは特殊学級にと言われた場合、そのときの親のショックは大変なものがあると考えます。3歳児健診と就学前健診の間に1回、5歳児健診を入れるべきではないかと思えます。5歳児健診を行い、指導療育が入れば、就学前健診時には保護者もきちんと判断ができるでしょうし、子供さんにとってもよりよい方向に判断されるものと考えます。発達障害の早期発見のために、5歳児健診の導入について、当町のお考えをお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 8番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第1のうつ病対策についてでございますが、1点目から3点目まで一括してお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、うつ病はまさに国民病とも言われるほど患者数が急増しております。しかしながら、うつ病は、正しく治療を行えば完治する疾病でもあると言われております。このためには、保健センターを相談窓口の拠点としながら、広報、ホームページなどを活用し、うつ病の正しい理解と早期の専門医受診を促していきたいと考えております。

また、うつ病の自己チェックシートについてであります。あらゆる機会を通じまして活用し、早期の専門医受診につなげていけたらいいなという考えでおります。具体的な施策につきましては、県の保健所等の御指導も得ながら、今後検討課題といたしまして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、4点目の産後のうつ病対策につきましてでございますが、本年度から始めました、こんにちは赤ちゃん訪問事業で、新生児宅を訪問していただく母子保健推進員の皆さんには、子の生育状況のみならず、母親の状況につきましても観察していただき、気になることがあればすぐ保健センターへ持ち帰って報告をいただくという取り組みをしてきております。また、4ヵ月、あるいは11ヵ月児健康診査などにおきましても、母親の状況を観察しながら、必要に応じて相談、助言をしておるところでございます。今後も引き続きこのような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

第2の妊婦健康診査時におけるHTLV-1、これはヒトT細胞白血病ウイルス1型と申しまして、成人T細胞白血病（ALT）や、HTLV-1関連脊髄症（HAM）の原因であるヒトT細胞白血病ウイルス1型につきましては、主な感染経路が母乳等を介した母子感染であり、議員御指摘のとおり、キャリアである母親からの母乳の授乳期間が長くなれば、子のHTLV-1感染率は上昇するとされております。安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりのためにも、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査は有効であると考えております。

国からの通知に基づきまして、岐阜県妊婦健康診査公費負担拡充交付金交付要領が改正されまして、HTLV-1抗体検査が交付金の交付対象となりましたが、本町におきましては、岐阜県医師会との集合契約に参加しております。医療機関への支払いは、岐阜県国民健康保険団体連合会を通じましてお支払いしているところでありまして、連合会のシステムが対応可能となる平成23年度、来年度でございますが、本町が助成します妊婦健康診査にHTLV-1抗体検査を、財政面も考慮しながら追加していく方向で検討してまいりたいと思っております。

なお、周知につきましては、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票もあわせて交付しております。その際に抗体検査の受診を促していきたいと考えております。

また、相談窓口につきましても、保健センターを拠点とし、対応してまいりたいと考えてお

りますので、御理解をいただきたいと思います。

最後になりましたが、第3の5歳児健診の推進についてでございますが、本町では、乳幼児の健康診査として、母子保健法の規定による1歳6ヵ月児、それと3歳児、このほかに4ヵ月児と11ヵ月児の健康診査を実施しておるところでございます。健康診査では、子の発育状況を確認するとともに、言葉の障害や情緒面などの行動障害などについてもいずみの園職員と連携して相談に応じているところでございます。また、その後の支援を行ってきておるところであります。

発達障害の早期発見のために5歳児健診の実施をという御提案でございますが、5歳児となれば、ほとんどの子が幼稚園へ入園しております。保健センターでの健康診査の情報を幼稚園と共有しながら園における日常観察をする中で、また、幼稚園においても内科健診、あるいは就学前健診を実施しておるところでありまして、この健診を活用するなどして、発達障害などの早期発見、早期療育や支援につなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 8番 末政京子君。

〔8番 末政京子君登壇〕

8番（末政京子君） 先ほどは答弁ありがとうございました。

1点だけちょっとお伺いしたいことがございまして、というのは、今後ますますうつ病の方がふえる可能性があると思いますけれども、先ほど同僚議員の、町長答弁の中にも、うつに対しての連携、保健センターとも連携しながらカウンセリング体制をとっていきたいというふうなことも申されました。保健センターは、私が聞くところによると、現在、保健師は4名というふうに聞いております。そのうち2名が産休というふうな形で私の方は聞いているんですけども、ますます仕事もふえ、そしてまた、うつ病患者というのは多くなるというふうなことを思うと、この4名の職員では大変厳しいんじゃないかなというふうな思いがします。その職員を増員されるお考えはないのかどうなのか、この件に関して町長は、このうつ病に対しての町民の健康と命を守るという、そういう思いの中で、町長としての御答弁を最後にお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 8番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

保健センターの補充につきましては、来年度になりますけれども、新規採用として保健師を1名、それから管理栄養士を1名、新たに採用を決めたところでございます。これをもって、今現在2名が産休状況でございますけれども、臨時の保健師等も含めまして対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 25 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 衣 斐 弘 修

会議録署名議員 岩 崎 秋 夫

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

